

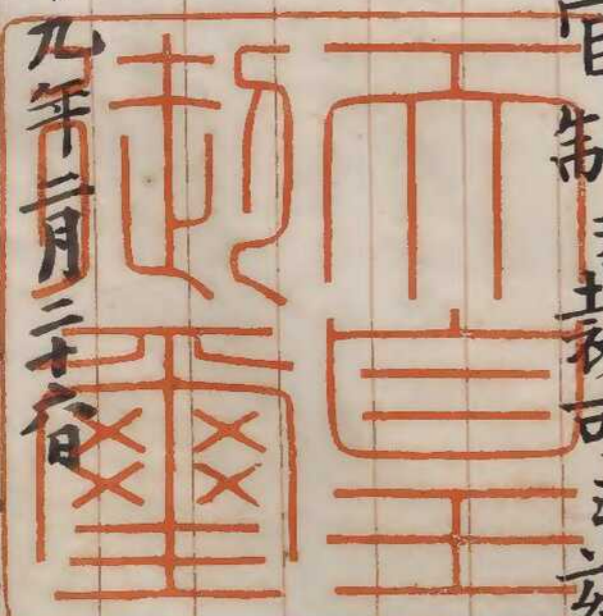
勅令  
第二號

朕各省ノ官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公  
布セシム

睦仁

明治十九年二月二十日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文



勅令第二號

各省官制

通則

第一條 此命令中各省トアルハ外務省内  
務省大藏省陸軍省海軍省司法省文部省  
農商務省逓信省ヲ合稱ス

此通則ニ依リ難キモノハ其省ノ部ニ就  
テ之ヲ定ム

第二條 各省大臣ハ其主任ノ事務及今後  
法律勅令ニ依リ主任ニ屬スル事務ニ付

其責ニ任スヘシ

主任ノ事務兩省以上ニ關涉スルトキハ  
關涉ノ各省大臣ノ間ニ協議ヲ經テ其主  
任ヲ定メ上奏スヘシ若シ各省大臣ノ間  
協議決定セサルトキハ之ヲ閣議ニ提出  
スヘシ

第三條 各省大臣事故アルトキハ臨時命  
ヲ承テ他ノ大臣其事務ヲ代理スルコト  
アルヘシ

第四條 凡ソ法律勅令ノ各省大臣主任ノ

事務ニ屬スルモノハ各省大臣内閣總理  
大臣ト均シク之ニ副署ス若シ兩省以上  
ニ關涉スルモノアルトキハ内閣總理大  
臣及關涉ノ各省大臣均シク之ニ連署ス  
ヘシ

第五條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付法  
律勅令ノ制定廢止及改正ヲ要スルコト  
アルトキハ案ヲ具ヘ閣議ニ提出スルコ  
トヲ得

第六條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付其

職權若クハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令  
ノ範圍内ニ於テ法律勅令ヲ施行シ又ハ  
安寧秩序ヲ保持スル爲ニ省令ヲ發スル  
コトヲ得

第七條 各省大臣ノ命令ニハ罰金二十五  
圓以下又ハ禁錮二十五日以内ノ罰則ヲ  
附スルコトヲ得

第八條 各省大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ  
於テ其省中各局課及其所轄官廳ノ處務  
細則ヲ定ムルコトヲ得

第九條 法律勅令ニ副署シ省務ヲ敷奏シ  
内閣ノ議ニ列シ及省令ヲ發スルコトヲ  
除クノ外各省大臣ハ其職務ヲ次官ニ代  
理セシメ又ハ其職務ノ一部ヲ次官ニ委  
任スルコトヲ得

第十條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付警  
視總監北海道廳長官府知事縣令ニ指令  
又ハ訓令ヲ下スコトヲ得

第十一條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付  
警視總監北海道廳長官府知事縣令ヲ監

督スヘシ若シ警視總監北海道廳長官府  
知事縣令ノ處分又ハ指令ノ成規ニ違ヒ  
公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト  
認ムルトキハ其處分指令ヲ停止シ又ハ  
取消スコトヲ得

第十二條 各省大臣ハ所部ノ官吏ヲ統督  
シ奏任官以上ノ進退ハ內閣總理大臣ヲ  
經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行  
ス

第十三條 各省大臣ハ內閣總理大臣ヲ經

テ所部官吏ノ敘位敘勲及恩給ヲ上奏ス  
ヘシ

第十四條 各省大臣ハ閣議ノ後裁可ヲ經  
ルニ非サレハ局課ヲ廢置分合シ又ハ定  
限ノ外新ニ勅奏任官ヲ増加スルコトヲ  
得ス

第十五條 各省大臣ハ豫算決定後臨時ニ  
増額又ハ別途支出ヲ請求スルコトヲ得  
ス但臨時ノ事變及他ノ成規ニ依リ止ム  
ヲ得サルモノハ此限ニアラス

第十六條 各省大臣ハ俸給豫算額内ニ於テ其省限り定員ヲ設ケ判任官ヲ任用スルコトヲ得

第十七條 各省大臣ハ臨時ノ須要ニ依リ判任官定員ノ外ニ俸給豫算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得

第十八條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々ノ狀況ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第十九條 各省大臣ハ每會計年度末ニ於

テ前年ノ功程ヲ具ヘ内閣總理大臣ヲ經テ報告書ヲ上奏スヘシ

第二十條 各省大臣ハ每會計年度末ニ於テ判任官以下使用ノ狀況ヲ具ヘ臨時事務ノ爲ニ使用シタル雇員ノ日數人員及金額ヲ細分統計シ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第二十一條 各省大臣ハ一周年末ニ其省ノ豫算定額内ニ於テ奏任官以下特別ノ勤勞アル者ヲ賞與シ之ヲ官報ニ公録ス

ルコトヲ得

第二十二條 各省大臣ハ所部ノ官吏ヲシテ他省ニ涉リ又ハ他省ヨリ兼官セシムルコトヲ得ス若シ止ムヲ得サル要用アルトキハ之ヲ閣議ニ提出シテ裁可ヲ請フヘシ

第二十三條 各省大臣ハ臨時審査ノ爲メ省中定員ノ内ヲ以テ便宜委員ヲ設クルコトヲ得

第二十四條 各省大臣ハ法律勅令ノ定ム

ル所ニ從ヒ部下ノ官吏ヲ懲戒ス

第二十五條 各省職員ヲ置ク左ノ如シ

次官

秘書官

書記官

局長

參事官

局次長

試補

屬



第二十六條 前條ノ外各省特別ノ職員ヲ  
置クモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム  
第二十七條 各省次官一人ヲ置ク勅任ト  
ス

第二十八條 次官ハ主任大臣ノ命ヲ承ケ  
第九條ノ範圍内ニ於テ大臣ノ職務ヲ代  
理シ又ハ大臣ノ指命シタル範圍内ニ於  
テ委任ヲ受ク  
次官事故アルトキハ大臣其省中ノ官吏  
ヲシテ臨時其職務ヲ代理セシムルコト

ヲ得

第二十九條 次官ハ大臣ノ代理トシテ公  
文ニ署名スルコトヲ得

第三十條 次官ハ總務局長トナリ命ヲ大  
臣ニ承ケ各局課ノ事務ヲ監督シ省務ノ  
全部ヲ整理スルノ責ニ任ス

第三十一條 各省ニ大臣官房ヲ置ク大臣  
官房ハ機密文書ヲ掌リ大臣次官ノ官印  
及省印ヲ管守ス

第三十二條 大臣官房ハ大臣親展ノ文書

機密事務所部官吏ノ進退身分ニ關スル  
事務及大臣ニ屬スル一切ノ事務ヲ掌ル  
所部官吏ノ進退身分ニ關スル事務ハ各  
省ノ便宜ニ從ヒ總務局中ノ一課ニ於テ  
處理スルコトヲ得

第三十三條 秘書官ハ奏任トス大臣ニ專  
屬シテ官房ノ事務ヲ掌ル

秘書官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定  
ム

第三十四條 秘書官ハ臨時命ヲ承ケ書記

官及各局課ノ事務ヲ助クルコトアルヘ  
シ

各省ノ便宜ニ依リ特ニ秘書官ノ所掌ニ  
屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ  
定ム

第三十五條 各省中省務ノ全部ヲ統轄ス  
ル爲ニ總務局ヲ置キ省務ヲ分掌スル爲  
ニ各局ヲ置ク

第三十六條 各省總務局ニ文書課往復課  
報告課及記録課ヲ置キ其事務ヲ分掌セ

シム

第三十七條 文書課ハ省中各局成案ノ回  
議ヲ審査シ諸文案ヲ起草スル事ヲ掌ル  
第三十八條 往復課ハ凡テ各省ニ到達ス  
ル公文書類及成案文書ヲ接受シ并發送  
ノ事ヲ掌ル

第三十九條 報告課ハ各局課ニ就キ統計報  
告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ  
大臣ノ査閲ニ供シ官報掲載ノ事項ヲ官  
報局ニ送致スル事ヲ掌ル

第四十條 記録課ハ其省及省中各局課一  
切ノ公文書類ヲ編纂保存ス

各省中記録局ノ設ケアルモノハ別ニ記  
録課ヲ置カス

第四十一條 各省ノ便宜ニ依リ特ニ總務  
局ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部  
ニ就テ之ヲ定ム

第四十二條 書記官ハ奏任トス大臣又ハ  
總務局長ノ命ヲ承ケ各局ノ成案ヲ審査  
シ文書ヲ掌リ又ハ總務局中諸課ノ長ヲ

兼不課務ヲ掌理ス

書記官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第四十三條 總務局ノ外各局ニ局長局次長各一人ヲ置ク局長局次長ハ奏任トス各局ニ局長アレハ局次長ヲ置カス局次長アレハ局長ヲ置カサルコトアルヘシ

第四十四條 局長ハ大臣又ハ總務局長ノ命ヲ承ケテ其主務ヲ掌理シ及各課ノ事務ヲ指揮ス

第四十五條 局長又ハ局次長ハ其主任ノ事務ニ付其職權ニ屬シ又ハ特別ノ委任ヲ受クルノ事項ハ之ヲ專行スルコトヲ得

第四十六條 局次長ハ局長ノ事務ヲ佐ク若シ局長ナキトキ又ハ局長事故アルトキハ大臣ノ命ニ依リ局長ノ事務ヲ掌理ス

第四十七條 參事官ハ奏任トス大臣又ハ次官ノ諮詢ニ應ジ意見ヲ具ヘ及審議立

案ヲ掌ル

參事官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第四十八條 參事官ハ其省ノ便宜ニ從ヒ局課ノ事務ヲ兼任シ若クハ臨時命ヲ承ケテ其事務ヲ助クルコトアルヘシ  
各省ノ便宜ニ依リ特ニ參事官ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第四十九條 試補ハ奏任ニ准シ定期間大

臣ノ指命スル所ニ就キ事務ヲ練習シ任官ヲ待ツモノトス

各省試補ノ規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 局中各課ニ課長一人ヲ置キ判任官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ局長ニ承ク

各省中特ニ奏任官ヲ以テ課長ヲ兼ネシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第五十一條 屬ハ判任トス各上官ノ指揮

ヲ承ケ書記簿記及計算ノ事ニ從フ

第五十二條 各省中特ニ補助員ヲ要シ又ハ顧問員ヲ要スルトキハ每次狀ヲ具ヘテ閣議ニ提出シ裁可ヲ請フヘシ

第五十三條 各省處務規程中公文ノ取扱順序ハ左ノ條項ニ依ラシム

第五十四條 各省ニ到達スル文書ハ凡テ總務局往復課ニ接受シ課長之ヲ取纏メ開封シ件名番號等ヲ簿冊ニ記入シテ總務局長ノ査閲ニ供スヘシ

第五十五條 總務局長ハ其文書ヲ査閲シ

事例規ナキカ又ハ重要ナリト認ムルモノハ之ヲ大臣ノ査閲ニ供シ其他尋常ノ件ハ主務ノ處ヲ指示シ之ニ檢印シテ往復課長ニ下付シ直ニ之ヲ配付セシム往復課長ヨリ各局ニ配付スル文書ハ之ヲ各局往復主任ノ屬ニ配付ス

第五十六條 大臣親展ノ文書ハ封皮ノ上ニ記號シ記簿ノ後直ニ大臣又ハ秘書官ニ送付スヘシ

第五十七條 秘書官ハ大臣親展ノ文書及  
往復課ヲ經スシテ各局課ヨリ送付スル  
文書ヲ受領シタルトキハ其番號ヲ簿冊  
ニ記シ直ニ之ヲ大臣ニ提出ス決裁濟ノ  
文書ハ其主務ノ處ニ送付シ受領者ノ檢  
印ヲ要スヘシ

第五十八條 凡ソ送付ノ文書ハ送付記銘  
簿ニ受領者ノ檢印ヲ要スヘシ

第五十九條 各局長ハ大臣又ハ次官ヨリ  
事務ノ處分方ヲ受ケ又ハ往復課長ヨリ

文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ各其主務  
ニ從ヒ各課長ニ文書ヲ配付シ其緩急ヲ  
示シ其處分方ヲ授ケテ速ニ之ニ從事セ  
シムヘシ

第六十條 各局課長ハ受領ノ文書ヲ處理  
スルニ當リ定期ヲ經過スルヲ得ス若シ  
事件ノ錯綜スルカ或ハ數局課ニ聯帶シ  
テ時日ヲ要スルノ見込アルトキハ凡ソ  
其時日ヲ定メ豫メ次官ノ允許ヲ受クル  
ヲ要ス但文書ヲ處理スルノ定期ハ各省

ノ定ムル所ニ依ル

第六十一條 事ノ數局課ニ聯帶スル文書ハ主務ノ局課ニテ處分案ヲ起草シ關係局課ノ檢印ヲ要スヘシ若シ彼此見ヲ異ニスルトキハ面議商量シ尚ホ決セサルトキハ直ニ大臣又ハ次官ニ面陳シテ決裁ヲ請ヒ附箋ヲ以テ應答スルヲ許サス

第六十二條 各局課調査濟ノ成案ハ往復主任ノ屬ヨリ之ヲ往復課ニ回付シ往復課ハ直ニ之ヲ總務局長ニ提出シ總務局

長ハ査閲ノ上大臣ノ決裁ヲ請フヘシ總務局長大臣ノ代理ヲ爲シ又ハ委任ヲ受クル事件ハ査閲ヲ經テ直ニ施行スヘシ

第六十三條 總務局長ニ於テ各局課ノ成案ニ異議アルトキハ各局長ニ命シテ之ヲ修正セシメ又ハ大臣ノ旨ヲ承テ各局長ニ指揮ヲ爲スコトアルヘシ

第六十四條 大臣及次官ノ決裁ヲ經タル文書ハ往復課ニ於テ淨書シ秘書官ニ就キ大臣ノ印ヲ鈐シ件名番號等ヲ簿冊ニ



記入シテ直ニ發送ス其原文書ニハ交付  
發送ノ年月日ヲ記シ往復課長之ニ檢印  
シテ主務ノ處ニ返付スヘシ  
各局課長ノ名ヲ以テ施行スルモノハ其  
局課ニ於テ淨寫押印シ之ヲ往復課ニ移  
ス往復課ハ其件名番號等ヲ簿冊ニ記入  
シテ之ヲ發送ス

第六十五條 總務局ニ於テ起草シタル文  
案ハ總務局長直ニ大臣ニ提出シ決裁ヲ  
請フヘシ

第六十六條 事ノ急施ヲ要シ又ハ機密ニ  
係ルモノハ通常ノ手續ニ依ラス直ニ大  
臣ノ決裁ヲ請フコトアルヘシ

第六十七條 至急又ハ機密ノ文書ハ通常  
ノ手續ニ依ラス便宜主任者ニ於テ自ラ  
携帶シテ諸局ノ議ヲ取り并官房ニ提出  
スルコトヲ得其決裁濟施行ニ至ル迄ノ  
順序モ亦便宜ニ從ヒ別ニ至急機密文書  
ノ件名簿ヲ調整シテ之ヲ登録スルコト  
ヲ得

第六十八條 文書調査ノ爲メ他ノ官署ニ  
照會ヲ要スルトキハ往復課ヲ經ス各局  
課長ノ名ヲ以テ往復スルコトヲ得  
第六十九條 往復課長ハ各局課ニ配付シ  
タル文書ノ日限ヲ計算シ若シ故ナクシ  
テ日限内ニ往復課ニ回付セサルモノア  
ルトキハ具件名及局名ヲ總務局長ニ報  
告スヘシ

第七十條 大臣ノ命ニ依リ一時處分ヲ爲  
スヲ要セスシテ留置クヘキ文書ハ總テ  
總務局ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第七十一條 各局課ノ文書處分濟ノモノ  
ハ之ヲ記録局又ハ記録課ニ送付ス其機  
密ニ屬スル文書ハ別ニ大臣ノ命スル所  
ニ依リ秘書官之ヲ保管スルコトアルヘ  
シ

七十二條 各省ノ會計事務ニシテ別段  
ノ法律命令ニ依テ定メタルモノヲ除ク  
ノ外金錢出納ニ關シテハ左ノ條項ニ依  
ラシム

第七十三條 各省會計局ハ其省及所轄廳費ノ豫算決算省中ノ會計事務及所轄ノ地所建物ニ關スル事務ヲ掌ラシム局中出納課検査課及用度課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第七十四條 出納課ハ其省及所轄廳費ノ豫算決算金錢ノ出納諸帳簿ノ整頓并計算表ノ調整ヲ掌ル

第七十五條 検査課ハ金錢出納ノ當否及各般ノ證書ヲ検査スルコトヲ掌ル

用度課購入ノ物品ハ臨時局長ノ命ヲ承ケテ検査スルコトアルヘシ

第七十六條 用度課ハ所轄ノ地所建物其他一切ノ需用品ニ關スル事務ヲ掌ル

第七十七條 俸給並旅費其他一切ノ經費并收入ニ關スル事ハ出納課ニ於テ之ヲ管理シ其都度仕出文書ニ依リ出納傳票ニ事由ヲ摘要シテ局長ニ差出シ局長ニ於テ相當ナリト思惟スルトキハ検査課ヲシテ検査セシメ然ル後大臣又ハ次官

ノ決裁ヲ請ヒ收入及支出ノ手續ヲ爲サ  
シムヘシ

第七十八條 出納課ニ於テハ出納傳票ニ  
捺スル局長并各課經由ノ檢印ヲ認メテ  
其出納ヲ帳簿ニ登記シ毎日殘額表ヲ製  
シテ局長ノ査閲ニ供スヘシ

第七十九條 凡ソ記簿上ニ誤寫脱字アル  
モ一切改描塗抹スルコトヲ許サス其事  
由ヲ詳記シテ主務者之ニ捺印スヘシ

第八十條 檢査課長ハ局長ノ命ヲ承ケ臨

時局中各般ノ帳簿證書ヲ檢査スルコト  
アルヘシ

第八十一條 凡ソ金錢出納ニ關スル仕出  
文書ハ定期間ニ於テ之ヲ處理スヘシ其  
錯綜スル事件ト雖モ豫メ局長ノ許可ヲ  
得スシテ定期ヲ經過スルコトヲ得ス但  
仕出文書ヲ處理スルノ定期ハ各省定ム  
ル所ニ依ル

第八十二條 營繕ハ用度課ヨリ其申立ヲ  
爲シ局長ニ於テ相當ナリト思惟スルト

キハ検査課ノ検査ヲ經大臣又ハ次官ノ  
許可ヲ得タル後用度課ニ於テ之ヲ掌理  
セシム但從前閣議ヲ經テ施行スルモノ  
ハ仍ホ舊ニ依ル

第八十三條 廳中日常須要ノ物品ハ總テ  
用度課ニ於テ管守シ需用アル毎ニ各局  
課長ノ證票ヲ以テ之ヲ請求セシムヘシ  
第八十四條 用度課ハ省中取締ニ關スル  
事務ヲ掌リ及各種ノ物品ニ關スル出入  
帳簿ヲ製シ其出入ヲ明確ナラシムヘシ

第八十五條 前條掲クル外特ニ會計局ノ  
所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就  
テ之ヲ定ム

外務省

第一條 外務大臣ハ外國ニ對スル政略ノ施行及外國ニ於ケル我國貿易ノ保護ニ關スル事務ヲ管理シ交際官及領事ヲ監督ス

第二條 外務大臣官房ニ秘書官三人ヲ置ク

第三條 外務省ニ翻譯官五人ヲ置ク奏任トス

四九

陸

第四條 外務省總務局ニ書記官四人ヲ置  
キ通則ニ掲クルモノ、外政務課人事課  
及電信課ヲ置ク

第五條 政務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、政務ニ關スル訓令書及往復通信書  
ノ起案

二、條約ノ施行及注釋ニ關スル事項

三、在外我國臣民ニ關スル事項及外國  
旅行券ニ關スル事項

四、外國臣民ノ攜帶スヘキ内地旅行免

狀ニ關スル事項

五、交際官及領事ノ任免黜陟ニ關スル  
事項

六、交際官ノ委任狀赴任及再任國書解  
任狀及御親翰ニ關スル事項

第六條 人事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、外國交際官ノ謁見及其禮遇ニ關ス  
ル事項

二、本邦ニ駐劄スル外國交際官并領事  
ノ氏名爵位勳等及其赴任就職解任

ノ年月日ヲ名簿ニ詳記シ及外國官  
吏並人民ノ斂勳ニ關スル事項

三、本邦ニ駐在スル各國領事ノ認可狀  
ニ關スル事項

第七條 電信課ニ於テハ省中ヨリ發送シ  
及省中ニ接受スル一切ノ電信ヲ取扱フ  
通常電信ノ往復ハ課長ノ見込ニ依リ其  
課員ヲシテ處理セシムルコトヲ得ヘシ  
ト雖モ暗號電信ノ往復ハ課長自ラ之ヲ  
取扱フヘシ

第八條 外務省參事官ハ無任所外交官ヲ  
以テ之ニ充ツ

第九條 外務省中左ノ諸局ヲ置ク

通商局

取調局

翻譯局

記錄局

會計局

第十條 通商局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、通商航海條約ノ締結ニ關スル事項



- 二、領事權限ニ關スル事項
- 三、萬國ニ關涉スル電信郵便
- 四、前數項ニ關シ在外交際官領事及主務ノ各省ト商議スル事
- 五、外國ニ於ケル我國ノ貿易ニ關スル事項
- 六、領事管掌ノ事務施行ニ關スル事項
- 七、領事館ニ於テ徵收スヘキ手数料ニ關スル事項
- 八、領事ノ委任及解任ニ關スル事項

第十一條 取調局ニ第一課及第二課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第十二條 第一課ニ於テハ萬國公法ニ關スル事項ヲ審案シ第二課ニ於テハ萬國私法ニ關スル事項ヲ審案ス

第十三條 第一課及第二課ニ於テ審案ヲ要スル事項ハ大臣ノ時々指命スル所ニ依ル

第十四條 翻譯局ニ於テハ法律命令ノ發布アル毎ニ之ヲ外國文ニ翻譯シ又ハ本

省ノ公文ヲ國文若クハ外國文ニ翻譯スル事ヲ掌ル

第十五條 會計局ハ通則ニ掲クルモノ、外  
在外公使館及領事館ノ豫算并決算ノ事  
ヲ掌ル

第十六條 記録局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌  
ル

一、 條約書國書及外交往復ノ文書ヲ保  
存スル事

二、 本省各局課ノ文書ヲ編纂シ其事類

ヲ分ツ事

三、 事件ノ交錯シ若クハ記録ノ浩瀚ニ  
涉ルモノハ每件提要書ヲ作り参照  
ニ便ナラシムル事

四、 公使及領事ノ報告ヲ編纂シ及之ヲ  
公刊スル事

五、 本省所屬ノ内外圖書書籍ヲ保存シ  
其目錄ヲ製スル事

六、 文書圖書書籍出入ノ規定ヲ設クル  
事

内務省

第一條 内務大臣ハ地方行政警察監獄  
土木衛生地理社寺出版版權戶籍賑恤  
救濟ニ關スル事務ヲ管理シ中央衛生  
會警視總監及地方官ヲ監督ス

第二條 内務大臣官房ニ秘書官二人ヲ  
置ク

第三條 内務省總務局ニ書記官五人ヲ  
置キ通則ニ掲クルモノ、外戶籍課及

内

閣

圖書課ヲ置ク

第四條 戶籍課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、 戸口調査ニ關スル事項
  - 二、 民籍ニ關スル事項
  - 三、 内外國人轉籍ニ關スル事項
  - 四、 恩給ニ關スル事項
  - 五、 奇特者賞與ニ關スル事項
- 第五條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、 圖書ノ出版及版權ニ關スル事項  
二、 圖書保存ノ事

三、 外國文書翻譯ノ事

第六條 内務省參事官ハ八人ヲ以テ定員トス

第七條 内務省ニ監獄巡閱官ヲ置キ參事官ヲ以テ之ヲ兼子シメ監獄巡察ノ事ニ從ハシム

第八條 内務省中左ノ諸局ヲ置ク  
縣治局

内  
閣

警保局

土木局

衛生局

地理局

社寺局

會計局

第九條 縣治局ニ府縣課郡區課及地方

費課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第十條 府縣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

一、府縣會ニ關スル事項

二、地方稅賦課徵收及支出ニ關スル  
事項

三、地方稅經濟ニ屬スル財產ニ關ス  
ル事項

四、賑恤救濟ニ關スル事項

五、地方行政事務ニシテ他ノ主管ニ  
屬セサル事項

第十一條 郡區課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

内

期

一、區町村會水利土功會ニ關スル事項  
 二、區町村費賦課徵收及支出ニ關スル事項  
 三、區町村共有物ニ關スル事項  
 四、徵發ニ關スル事項  
 五、行旅病人及行倒人ニ關スル事項  
 第十二條 地方費課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
 一、府縣官郡區長俸給ニ關スル事項

二、府縣廳費ノ支辨ニ關スル事項  
 三、府縣廳舎建築修繕ニ關スル事項  
 四、備荒儲蓄ニ關スル事項  
 五、賦金ノ賦課徵收ニ關スル事項  
 第十三條 警保局ニ警務課保安課及監獄課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム  
 第十四條 警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
 一、行政警察ニ關スル事項  
 二、警察ニ關スル府縣ノ成規及其施

行ニ關スル事項

三、警察官吏ノ職務ニ關スル事項

四、警察署ニ關スル事項

五、警察費ニ關スル事項

六、警察上ノ褒賞及吊祭扶助療治料

給與ニ關スル報告ノ事

第十五條 保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、新聞紙雜誌雜報等ノ檢閲并發行

ニ關スル事項

二、政治風俗ニ關スル圖書檢閲ノ事

三、政治ニ關スル結社集會ノ事項

第十六條 監獄課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、監獄ノ管理ニ關スル事項

二、監獄官吏ノ職務ニ關スル事項

三、監獄費ニ關スル事項

四、監獄建築ニ關スル事項

五、囚徒押送并發遣ノ事

六、囚徒假出獄ニ關スル事項

第十七條 土木局ニ治水課道路課及計  
算課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第十八條 治水課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

一、本省直轄ノ河川堤防港灣等ノ工  
事ニ關スル事項

二、府縣ノ經營ニ屬スル河川堤防港  
灣等ノ工事ヲ監督スル事

第十九條 道路課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

一、本省直轄ノ道路橋梁等ノ工事ニ  
關スル事項

二、府縣ノ經營ニ屬スル道路橋梁等  
ノ工事ヲ監督スル事

第二十條 計算課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

一、直轄工事費用豫算決算并出納ニ  
關スル事項

二、府縣ノ工事ニ付官費補助其他費  
用ニ關スル事項



第二十一條 衛生局ニ衛生課及醫務課  
ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十二條 衛生課ニ於テハ左ノ事務  
ヲ掌ル

- 一、傳染病地方病豫防ニ關スル事項
- 二、檢疫停船規則施行ニ關スル事項
- 三、住所飲食并職業ニ關スル公衆衛  
生ノ事項
- 四、種痘及檢徴ニ關スル事項
- 五、人體ノ衛生ニ關スル獸畜病豫防

ノ事項

六、地方衛生會ニ關スル事項

七、貧民施療ニ關スル事項

第二十三條 醫務課ニ於テハ左ノ事務  
ヲ掌ル

一、醫師藥劑師產婆ノ業務ニ關スル  
事項

二、地方病院ニ關スル事項

三、藥品并賣藥取締ニ關スル事項

四、屍體解剖ニ關スル事項

五、鑛泉取締ニ關スル事項

第二十四條 地理局ニ地籍課地誌課及

觀測課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十五條 地籍課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、地籍調整ニ關スル事項

二、官有地管理ニ關スル事項

三、公用土地買上ニ關スル事項

四、地所名稱并地種目變換ニ關スル

事項

五、官民有未定地及社寺地處分ニ關

スル事項

六、舊跡名所公園地等ニ關スル事項

七、外國人居留地地所ニ關スル事項

八、海面區域并水面埋立ニ關スル事

項

九、土石掘採ニ關スル事項

十、官有地生産物ニ關スル事項

第二十六條 地誌課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、地誌編纂ノ事

二、地圖調製ノ事

第二十七條 觀測課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、觀象測候ノ事

二、曆書調査ノ事

第二十八條 社寺局ニ神社課及寺院課

ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十九條 神社課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、神宮及官國幣社ニ關スル事項

二、神社社格及明細帳ニ關スル事項

三、官社并招魂社ノ經費營繕等ニ關

スル事項

四、古社保存并神社財産ニ關スル事

項

五、神道各派ノ教規等ニ關スル事項

第三十條 寺院課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、寺院明細帳ニ關スル事項

二、古寺保存并寺院財産ニ關スル事項  
 三、佛道各宗ノ宗制等ニ關スル事項  
 第三十一條 會計局ハ通則ニ揭クルモノ、外本省所轄ニ屬スル廳府縣等ノ豫算并決算ノ事ヲ掌ル

大藏省

第一條 大藏大臣ハ歲入歲出租稅國債貨幣及ニ銀行ニ關スル事務ヲ管理シ地方ノ財務ヲ監督ス

第二條 大藏大臣官房ニ秘書官二人ヲ置ク

第三條 大藏省總務局ニ書記官五人ヲ置キ通則ニ揭クルモノ、外傳票課監督課備荒儲蓄課及整理課ヲ置キ其事

務ヲ分掌セシム

第四條 傳票課ハ左ノ規程ニ依リ國庫

金ノ支出傳票ノ事ヲ掌ル

一、各廳經費金準備金及ヒ預ケ入金

等ノ支出ニ關スル大臣ノ決裁書

ニ依リ傳票ヲ調製スヘシ

二、傳票ハ正副兩葉ニ認メ正ハ之ヲ

金庫局ニ送付シ副ハ之ヲ課中ニ

保存スヘシ

三、傳票調製ノ上ハ官房ニ就キ大臣

官印ノ捺押ヲ求ムヘシ

四、毎月ノ初メニ於テ前月分ノ收入

支出ヲ計表ニ登記シ主計出納金

庫ノ三局長立會ノ上大臣面前ニ

於テ照査ヲ爲スヘシ

五、傳票計表ノ様式等別ニ定ムル所

ノ規程ニ依ルヘシ

第五條 監督課ハ左ノ規程ニ依リ保護

會社ノ會計ヲ監督シ及ヒ官鑛工業ノ

景況等ヲ調査スル事ヲ掌ル

- 一、日本鐵道會社各區興業ノ賢額ヲ檢  
按スヘシ
- 二、前項會社營業上收入支出ヲ檢按  
スヘシ
- 三、日本郵船會社會計ニ屬スル事件  
ヲ監查スヘシ
- 四、前項會社收入支出及ヒ其所有ニ  
屬スル財産ヲ監督檢査スヘシ
- 五、官鑛工業ノ景況ヲ調査スヘシ
- 六、官鑛工業ニ關スル事項ヲ調理ス

- ヘシ
  - 七、官鑛產出物ノ負額ヲ類別調査スヘ  
シ
  - 八、人民ノ貸下又ハ拂下代金未濟ノ  
各鑛山及ヒ工場ノ事業ヲ監査  
スヘシ
- 第六條 備荒儲蓄課ハ左ノ規程ニ依リ  
中央及ヒ府縣ノ備荒儲蓄金穀ニ關ス  
ル事ヲ掌ル
- 一、中央儲蓄金ノ事務ヲ調理シ及ヒ

- 米穀ノ購賣交換ヲ處理スヘシ
- 二、府縣儲蓄金ノ出納報告ヲ精査シ及ヒ其金穀管守ノ檢査ヲ爲スヘシ
- 三、毎年度中央儲蓄金及ヒ府縣儲蓄金出納報告ヲ調理スヘシ
- 四、各所儲藏ノ米穀ヲ管守出納シ及ヒ米廩ヲ保護スヘシ
- 第七條 整理課ハ左ノ規程ニ依リ諸貸付金取立ノ事ヲ掌ル

- 一、諸貸付金補助ノ帳簿ヲ設ケ其事由ヲ詳記シ金額ノ徵收ニ係ル計算ヲ爲スヘシ
- 二、諸貸付金ノ取立高豫算ヲ立テ之ヲ徵收シテ國庫ニ上納スヘシ
- 三、諸貸付金ノ年賦割替或ハ棄捐或ハ利引一時上納等ノ事ヲ處理スヘシ
- 四、諸貸付金ニ對シ各廳ヨリ送付スル所ノ勘定帳及ヒ計表等ヲ査閲

之精算ノ證認ヲ爲スヘシ

第八條 大藏省參事官ハ五人ヲ以テ定

員トス

第九條 大藏省ニ主計官十人ヲ置ク奏

任トス主計局出納局國債局及ヒ金庫

局ニ分屬シテ官金ノ管守出納并ニ簿

記計算ノ事ヲ掌ラシメ各局ノ須要ニ

從ヒ大臣ノ命ヲ承ケテ局中各課ノ長

ヲ兼ヌルコトヲ得

第十條 大藏省ニ主稅官十六人ヲ置ク

奏任トス主稅局關稅局ニ分屬シテ諸

稅ニ關スル事務ヲ掌ラシメ各局ノ須

要ニ從ヒ大臣ノ命ヲ承ケテ局中各課

ノ長ヲ兼ヌルコトヲ得

第十一條 大藏省中左ノ諸局ヲ置ク

主稅局

關稅局

主計局

出納局

國債局

約  
關



金庫局

銀行局

預金局

記録局

第十二條

主税局ニ調査課地租課酒税

課印紙税課雜種税課地方税課監査課

計算課徵稅費課及統計課ヲ置キ其事

務ヲ分掌セシム

第十三條

調査課ハ左ノ規程ニ依リ税

則ノ執行ニ關スル事ヲ掌ル

一、税則取扱ニ關スル文案ヲ調査ス

ヘシ

第十四條

地租課ハ左ノ規程ニ依リ地

租ニ關スル事ヲ掌ル

一、地租及ヒ地券ニ關スル文按ヲ起

草調査スヘシ

二、新タニ地價ヲ定メ又ハ地價修正

ニ關シ當否ヲ調査スヘシ

三、地租臺帳ヲ整理スヘシ

四、地租ノ免除ニ關スル事務ヲ調査

スヘシ

五

開墾<sup>ノ</sup>下年期荒地免租年期低價年期及<sup>ニ</sup>其地價租額ノ當否ヲ調査<sup>シ</sup>其臺帳ヲ整理スヘシ

六

地租表ヲ調査スヘシ

第十五條

造稅等

<sup>ニ</sup>關スル事ヲ掌ル

一

酒造稅醬麴稅醬油稅等<sup>ニ</sup>關スル文案ヲ起草調査スヘシ

第十六條

印紙稅課ハ左ノ規程ニ依リ

諸印紙稅等<sup>ニ</sup>關スル事ヲ掌ル

一

烟草稅菓子稅證券稅賣藥稅等<sup>ニ</sup>關スル文案ヲ起草調査スヘシ

二

諸印紙地券用紙及<sup>ニ</sup>鑑札用紙ノ製造管守出納<sup>ニ</sup>關スル事務及<sup>ニ</sup>

受拂計算表ヲ調査處理スヘシ

第十七條

諸種

雜稅<sup>ニ</sup>關スル事ヲ掌ル

一

船稅車稅會社稅銃獵稅牛馬賣買免許稅度量衡稅等<sup>ニ</sup>關スル文案

ヲ起草調査スヘシ

第十八條

地方税課ハ左ノ規程ニ依

リ地方税ニ關スル事ヲ掌ル

一、地方税ニ關スル文案ヲ起草調査スヘシ

二、地方税ノ課目課額ヲ調査スヘシ

第十九條

監査課ハ左ノ規程ニ依リ府

縣稅務監査ノ事ヲ掌ル

一、府縣ノ稅務及ヒ徵稅費支辨ノ實況ヲ監査スヘシ但監査規則ハ別

ニ定ムル所ニ依ルヘシ

二、監査員ノ報告ヲ調査スヘシ

三、府縣檢査區畫檢査員配置計畫及

ヒ檢査事務取扱方法ノ適否ヲ調

査スヘシ

四、府縣徵稅費ノ配賦及ヒ増減ノ議

ニ參スヘシ

五、府縣檢稅ニ關スル諸規則ヲ檢閲

スヘシ

第二十條

計算課ハ左ノ規程ニ依リ諸

税計算ノ事ヲ掌ル

- 一、租税ノ豫算意見書ヲ編製スヘシ
- 二、地租ヲ除キ其他ノ諸税表ヲ調査スヘシ
- 三、租税收納金額報告書ヲ整理スヘシ
- 四、租税ノ缺損又ハ除却ニ關スル事項ヲ調査スヘシ
- 五、年賦延納及こ過年度追納ニ關スル事項ヲ整理スヘシ

第二十一條 徴税費課ハ左ノ規程ニ依

- 一、府縣徴税費ニ關スル事ヲ掌ル
  - 二、府縣徴税費ノ豫算ヲ調理スヘシ
  - 三、府縣徴税費配賦ノ事務ヲ調理スヘシ
  - 三、府縣徴税費ニ關スル文案ヲ起草調査スヘシ
  - 四、府縣徴税費ノ決算ヲ調理スヘシ
- 第二十二條 統計課ハ左ノ規程ニ依リ  
租税ニ關スル諸統計ノ事ヲ掌ル

一、租税ニ關スル事項ノ諸統計表ヲ編製スヘシ

二、統計表編製ノ材料ヲ蒐集スヘシ

三、租税ニ關スル事蹟ヲ調査シ統計書及ヒ年報書ヲ編製スヘシ

四、府縣收税ノ統計表及ヒ年報書ヲ審査シ其要件ヲ簡拔シテ通覽表ヲ編製スヘシ

第二十三條 關稅局ニ常務課調査課及製表課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十四條 常務課ハ左ノ規程ニ依リ海關稅諸規則ノ執行ニ關スル事ヲ掌

ル  
一、海關稅諸規則ノ執行ニ關スル文案ヲ起草調査スヘシ

二、海關稅務ニ關シ諸官廳トノ往復文案ヲ取扱フヘシ

三、税關ニ屬スル地所建物船舶及ヒ其他諸物件ニ關スル事項ヲ調査スヘシ

- 四、海關稅豫算意見書ヲ編製スヘシ
  - 五、海關稅收納金額報告書ヲ整理スヘシ
  - 六、物品貨幣輸出入ノ景況ニ依リ海關稅收入ノ増減ヲ調査スヘシ
  - 七、築地出張所ノ事務ヲ監査スヘシ
- 第二十五條 調査課ハ左ノ規程ニ依リ
- 一、内外物品ノ市價及海關稅率ノ當否調査ノ事ヲ掌ル
  - 二、内外物品ノ市價ヲ調査シテ海關

- 一、稅率及課稅ノ當否ヲ勘按スヘシ
  - 二、内外貿易ノ盛衰ヲ調査シテ定期報告書ヲ調製スヘシ
  - 三、海外各國ノ通商條約及ヒ稅關規則ヲ調査スヘシ
  - 四、海關稅務ニ關シ外國人ト往復スル文書及ヒ一切ノ洋文ヲ調理スヘシ
- 第二十六條 製表課ハ左ノ規程ニ依リ
- 貿易ニ關スル諸表編製ノ事ヲ掌ル

一、輸出入物品貨幣及ハ出入港船舶  
ノ統計ニ關スル事項ヲ調査スヘ  
シ

二、外國貿易ニ關スル年表月表及ヒ  
諸表ヲ編製スヘシ

第二十七條 主計局ニ主簿課總豫算決  
算課歳入課歳出第一課歳出第二課地  
方財務課官有財産物品會計課雜種金  
課及調査課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシ  
ム

第二十八條 主簿課ハ左ノ規程ニ依リ  
歳入歳出ノ原簿日記簿補助簿等登記  
ノ事ヲ掌ル

一、歳入歳出豫算原簿日記簿補助簿  
内譯簿ヲ備ヘ之レニ決定豫算及  
ヒ其増減額現收入現支出ヲ登記  
スヘシ

二、國庫總原簿日記簿補助簿内譯簿  
ヲ備ヘ現收入現支出ヲ登記スヘ  
シ

- 三、歳入歳出各廳區分簿ヲ備へ現收入現支出ヲ登記スヘシ
- 四、諸帳簿ノ計表報告表及報告書ノ名稱様式ハ別ニ定ムル所ニ據ルヘシ
- 五、歳入歳出豫算原簿日記簿補助簿國庫總原簿日記簿補助簿ノ登記計算及諸計表調理帳整理ノ方法ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ
- 六、各廳及府縣會計上計算記簿様式ニ係ル一切ノ事項ヲ處理スヘシ

第二十九條

- 一、總豫算決算課ハ左ノ規程ニ依リ國庫總體ノ歳入歳出豫算書及決算報告書調製ノ事ヲ掌ル
- 二、各廳ノ歳計豫算書ニ據リ國庫總體ノ歳計豫算ノ概計ヲ爲スヘシ
- 三、歳入課歳出課及地方財務課ニ於テ調査セシ各廳ノ歳計豫算書ヲ再查シ國庫總體ノ豫算書ヲ調



製スヘシ

三、歳入課歳出課及ヒ地方財務課ニ於テ調査セシ各廳ノ決算報告書ヲ再査シ國庫歳入出總決算報告書ヲ編製スヘシ

四、歳入歳出ノ科目ヲ調理スヘシ

第三十條 歳入課ハ左ノ規程ニ依リ各廳所屬歳入ノ豫算決算及收入調理ノ事ヲ掌ル

一、各廳ノ歳入豫算書ヲ檢案調理ス

ヘシ

二、各廳ノ歳入豫算増減報告書ヲ檢按調理スヘシ

三、各廳歳入仕譯書ヲ檢按調理スヘシ

四、各廳ヨリ送付スル諸報告書ヲ前項ノ仕譯書ニ照合シ歳入ノ未納アルモノハ其督促ノ手續ヲ爲スヘシ

五、各廳ノ收納報告書ヲ主簿課ノ歳

八各廳區分簿ハ對查照合スヘシ  
六各廳ノ歳入決算報告書ヲ檢按調  
理スヘシ

七、大藏省證券ノ發行高及ヒ臨時借  
入金ヲ檢査スヘシ

第三十一條 歳出第一課ハ左ノ規程ニ  
依リ各廳歳出ノ豫算決算及ヒ支出調  
理ノ事ヲ掌ル

一、帝室内閣外務省大藏省陸軍省海  
軍省司法省文部省農商務省逓信

省元老院所管ノ歳出豫算書ヲ檢  
按調理スヘシ

二、前項各廳ノ歳出豫算流用豫算増  
減額及ヒ別途支出ヲ檢按調理ス  
ヘシ

三、前項各廳歳出仕譯書ヲ檢按調理  
スヘシ

四、前項各廳ヨリ送付スル支出報告  
書ヲ仕譯書ニ照合スヘシ

五、前項各廳ノ支出報告書ヲ主簿課

ノ歳出各廳區分簿ト對查照合ス  
ヘシ

六、前項各廳ノ歳出決算報告書ヲ檢  
按調理スヘシ

第三十二條 歳出第二課ハ左ノ規程ニ

依リ各廳歳出ノ豫算決算及ヒ支出調  
理ノ事ヲ掌ル

一、内務省北海道廳及ヒ各府縣ノ歳  
出豫算書ヲ檢按調理スヘシ

二、前項各廳ノ歳出豫算流用豫算増

減額及ヒ別途支出ヲ檢按調理ス  
ヘシ

三、前項各廳歳出仕譯書ヲ檢按調理  
スヘシ

四、前項各廳ヨリ送付スル支出報告  
書ヲ仕譯書ニ照合スヘシ

五、前項各廳ノ支出報告書ヲ主簿課  
ノ歳出各廳區分簿ト對查照合ス  
ヘシ

六、前項各廳ノ歳出決算報告書ヲ檢

按調理スヘシ

第三十三條

地方財務課ハ左ノ規程ニ

依リ地方費ニ關スル收入支出ノ事ヲ

掌ル

一、國庫支辨地方費ノ豫算書及ヒ其

流用増減額ヲ檢按調理スヘシ

二、地方税ノ收入支出豫算書ヲ調査

スヘシ

三、國庫支辨地方費支出及ヒ其決算

報告書ニ關スル事項ヲ處理スヘシ

四、地方税收入支出精算報告書ヲ調

査スヘシ

五、地方税收入支出精算ニ關スル府

縣會意見書ノ處分按ヲ審査スヘ

シ

第三十四條

官有財産物品會計課ハ左

ノ規程ニ依リ政府所有ノ財産及各廳

物品出納調理ノ事ヲ掌ル

一、官有財産ニ關スル事件ヲ檢按調

理スヘシ

二、物品ノ出納ニ關スル事件ヲ調理スヘシ

第三十五條 雜種金課ハ左ノ規程ニ依リ起業基金中山道鐵道基金其他各種別途金ノ事ヲ掌ル

一、起業基金中山道鐵道基金勸業資本金其他別途金ノ收入支出豫算決算ニ係ル事務ヲ處理スヘシ

二、準備金中央儲蓄金預リ金ノ收入支出ニ係ル主任官ノ稟議書ヲ檢

按調理スヘシ

三、府縣勸業委託金ノ精算及ヒ増減棄捐等ノ稟ヲ處理スヘシ

四、常用歳入歳出外特ニ金庫ノ一部ヲ設ケ之レカ收入支出ヲ爲スコトアルトキハ皆本課ニ於テ處理スヘシ

五、營業資本ノ收入支出ヲ檢按調理スヘシ

第三十六條 調査課ハ左ノ規程ニ依リ

各廳及<sub>レ</sub>府縣ノ會計規程及<sub>レ</sub>支給法  
ニ關スル事ヲ掌ル

一、各廳及<sub>レ</sub>府縣ノ會計規程ヲ調査  
スヘシ

二、旅費其他支給ノ事項ヲ成規ニ照  
ラシ調査スヘシ

第三十七條 出納局ニ配賦課準備金課  
及監查課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム  
東京金庫内扉ノ鎖鑰ハ出納局長之ヲ  
管守ス

第三十八條 配賦課ハ左ノ規程ニ依リ  
國庫金運轉配賦ノ事ヲ掌ル

一、現金ノ配賦ハ豫算決定額及<sub>レ</sub>豫  
算仕譯書ニ據リ之ヲ計畫スヘシ

二、前項收入支出金ハ金庫局ノ報告  
ニ據リ現金所在及<sub>レ</sub>各部ノ金種  
類ヲ區分記帳スヘシ但諸帳簿并  
ニ記帳ノ順序ハ別ニ定ムル所ニ  
依ルヘシ

三、各廳ノ支出金ハ其原議ニ依リ之

ヲ支出命令簿ニ登記シ金庫局現  
金支出報告書ヲ得テ其整理ヲ爲  
スヘシ

四、現金配賦ノ爲メ之ヲ各地ニ回送  
スルトキハ大臣ノ命ヲ承ケ金庫  
局ニ通知ノ順序ヲ爲スヘシ

五、國庫金運轉及ヒ配賦上ニ關スル  
内外財務ノ狀況ヲ精査スヘシ  
六、歳入ニ先キ歳出ヲ要スルトキハ  
大藏省證券ヲ發行シ或ハ一時借

入金ヲ爲シ其利子ヲ定メ及ヒ之  
ヲ償還シ又ハ國庫ニ餘裕アリテ  
定期預ケ金ヲ爲ス等ノ案ヲ起艸  
スヘシ

第三十九條 準備金課ハ左ノ規程ニ依

リ準備金ニ關スル事ヲ掌ル

一、金銀銅地金ノ購收及ヒ所管ノ公  
債證書諸株券等ノ取扱ヲ爲スヘ  
シ

二、紙幣兌換基金交付ノ順序ヲ爲ス

ハ之但其方法ハ別ニ定ムル所ニ  
依ルヘシ

三、外國荷爲換ノ事ヲ取扱フヘシ但  
其方法ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘ  
シ

四、準備金ノ補助簿ヲ設ケ其出納ヲ  
登記スヘシ

第四十條 監査課ハ左ノ規程ニ依リ金  
庫國庫金取扱所現金支拂所監査ノ事  
ヲ掌ル

一、東京金庫ノ開閉及ヒ其現金ノ出  
納ヲ監査スヘシ

二、東京大阪金庫日本銀行(國庫金ニ屬  
スル部分)各地國庫金取扱  
横濱正金銀行(同上)所現金支拂所ヲ監督シ及ヒ其收  
入支出ノ順序ヲ定メ其諸帳簿ヲ  
檢査スヘシ

第四十一條 國債局ニ公債課恩給課及  
計算課ヲ置キ其事ヲ分掌セシム  
第四十二條 公債課ハ左ノ規程ニ依リ



- 諸公債紙幣證券等ニ關スル事ヲ掌ル
- 一、内外公債ニ關スル各廳ノ文書ヲ處理スヘシ
  - 二、内外公債證書大藏省證券發行及交換事務ヲ處理スヘシ
  - 三、内外公債及ヒ紙幣ノ補助簿ヲ設ケ其増減ヲ登記スヘシ
  - 四、内外公債證書ノ記番號帳ヲ備ヘ之ヲ整理スヘシ
  - 五、内外公債元利金償還及ヒ雜費ノ

- 豫算ヲ調理スヘシ
- 六、内外公債一時借入金紙幣償還ノ實況ニ由リ其方法更正ノ順序ヲ調理スヘシ
  - 七、内外公債一時借入金ノ元利金及ヒ雜費支拂ノ順序ヲ爲スヘシ
  - 八、内外公債抽籤満期繰上ケ償還并ニ一時借入金ノ元利金償還及ヒ紙幣銷却ノ事務ヲ處理スヘシ
  - 九、紙幣交換基金ヲ日本銀行ニ交付

之及交換濟紙幣ヲ同銀行ヨリ受  
取り金庫局ニ送付スルノ手續ヲ  
爲スヘシ

十、金庫局ヨリ交換濟紙幣調査濟ノ  
報告ヲ受ケ帳簿ヲ整理スヘシ

十一、拂濟内國公債證書及ヒ利賦札  
ハ之ヲ記録局へ送付シ同局ノ  
證明ヲ得テ其決算ノ順序ヲ爲  
スヘシ

十二、拂濟外國公債證書及ヒ利賦札

ヲ燒却シタル報告ヲ得テ之レ  
カ決算ノ順序ヲ爲スヘシ

十三、内國公債證書及ヒ大藏省證券  
ニ關スル訓令告示ノ順序ヲ爲  
スヘシ

第四十三條 恩給課ハ左ノ規程ニ依リ  
文武官其他ノ恩給年金等關スル事ヲ  
掌ル

一、賞勳年金官吏恩給扶助料退官賜  
金軍人恩給扶助料賑恤金給助金

沖繩縣士族ノ金祿同縣社寺役俸  
ニ關スル文書ヲ處理スヘシ

二、前項賜金ノ臺帳ヲ備ヘ之レヲ整  
理スヘシ

三、前項賜金ノ豫算ヲ調理スヘシ

四、前項賜金交付ノ順序ヲ為スヘシ

五、諸祿追給ニ關スル申稟ヲ處理ス  
ヘシ

第四十四條 計算課ハ左ノ規程ニ依リ

簿記計算整理ノ事ヲ掌ル

一、公債恩給等ニ關スル出納ノ計算  
ヲ調理スヘシ

二、本局ノ原簿日記簿及ヒ補助簿ヲ  
備ヘ其登記ヲナスヘシ

三、本局ノ收入支出ニ關スル金券ヲ  
管守シ及ヒ之カ出納ヲ為スヘシ

四、公債元利金償還及ヒ年金恩給諸  
祿等ノ豫算ヲ編製シ及ヒ之カ決  
算ノ順序ヲ為スヘシ

五、各廳及ヒ銀行ヨリ送付シタル勘

定帳ヲ査閲シ其精算證認ノ順序  
ヲ爲スヘシ

六、本局主務ノ諸計表及ヒ報告書ヲ  
調製スヘシ

第四十五條 金庫局ニ主金課收支課及  
計算課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム  
東京金庫外扉ノ鎖鑰ハ金庫局長之ヲ  
管守ス

第四十六條 主金課ハ左ノ規程ニ依リ  
金庫ノ開閉現金ノ出納及ヒ國庫金取

扱所現金支拂所管理ノ事ヲ掌ル

一、東京金庫大阪金庫日本銀行(國庫金)  
屬スル横濱正金銀行(同上)及ヒ各地國  
庫金取扱所現金支拂所ヲ管理ス  
ヘシ

二、東京金庫現金ノ監守ニ従事スヘ  
シ但其規程ハ別ニ定ムル所ニ依  
ルヘシ

三、各金庫現金ノ收入支出ハ出納規  
則及ヒ支出傳票ニ依リ之ヲ執行

スヘシ但シ其順序ハ別ニ定ムル  
所ニ依ルヘシ  
四 現金所在ノ移轉ニ係ル令達書ヲ  
調製スヘシ  
五 收支課ニ拂元金ヲ渡シタルトキ  
ハ證印簿ニ登記證印セシムヘシ  
但シ其順序ハ別ニ定ムル所ニ依ル  
ヘシ  
六 大阪金庫各地國庫金取扱所又ハ  
現金仕拂所ヨリ計算課ヲ經テ送

付スル毎日現金出納報告ヲ精査  
シ國庫ノ總現金在高及シ其種類  
ヲ記帳シ日計表ヲ調製スヘシ  
七 紙幣兌換基金ヲ日本銀行ニ交付  
シ豫備紙幣ノ受入及シ交換濟ノ  
紙幣焼却等ノ手續ヲ爲スヘシ  
八 舊銅貨交換ニ關スル事務ヲ調理  
シ基金回送等ノ順序ヲ爲スヘシ  
九 收入金鑑定未濟ノ現金ハ收支課  
ノ請求ニ應シ金庫ニ保護スヘシ

十、諸抵當品ヲ預リ之ヲ金庫ニ保存スヘシ

第四十七條 收支課ハ左ノ規程ニ依リ

各廳經費金支拂及ヒ納付金ノ受入損傷紙幣交換ノ事ヲ掌ル

一、收入金ハ現金收入所ニ於テ鑑定受入濟ノ上受渡證印簿ニ登記シ之ヲ主金課ニ送付シ領收ノ證印ヲ受クヘシ但其順序ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ

二、收入所ニ納入セシ上納證書ハ之ヲ計算課ニ送付スヘシ

三、國庫金取扱所其他ヨリ送付スル送金手形ハ之ヲ書留簿ニ記載シ其期日ニ至リ送金手形ノ取付ヲ爲スヘシ

四、贋造貨幣及ヒ贋造描改紙幣ヲ發見シタルトキハ之レニ其事由書ヲ添ヘ警察官ニ通知ノ順序ヲ爲スヘシ

五、 損傷紙幣ノ交換ヲ爲シタルトキ  
ハ其都度國債局及ヒ計算課ニ通  
知スヘシ

六、 交換濟紙幣ヲ國債局ヨリ受取り  
タルトキハ其眞實ヲ調査シ國債  
局ニ報告シ紙幣ハ之ヲ記録局ニ  
送付スヘシ

七、 廢棄紙幣ニハ大藏卿ノ印章及ヒ  
數位ノ打抜キヲ爲スヘシ

八、 各廳ヨリ支拂案内券到着スレハ

支出傳票ト照査シ其支拂ノ順序  
ヲナスヘシ

九、 毎日支拂基金ノ豫算ヲ立テ之ヲ  
主金課ヨリ受取置キ各廳ノ支拂  
切符ニ引換現金ヲ交付スヘシ但  
支出金ヲ帳簿ニ登記シ之ヲ計算  
整理スルノ順序ハ別ニ定ムル所  
ニ依ル

十、 現金支拂濟ノ切符ハ之ヲ計算課  
ニ送付スヘシ

第四十八條

計算課ハ左ノ規程ニ依リ

簿記計算整理ノ事ヲ掌ル

- 一、收支課ヨリ上納證書及ヒ支拂切符ヲ受取リタルトキハ之レニ依リテ收入支出ノ記帳ヲナスヘシ
- 二、大阪金庫各地國庫金取扱所現金支拂所ヨリ送付スル毎日現金出納報告ニ由リ收入支出ノ金額ヲ記帳スヘシ但帳簿ノ組織登記ノ方法等ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ

三

毎日收入支出ノ金額ハ各目各廳

各金種類ニ區分シ之カ報告表ヲ

調製シ主計局及ヒ出納局ニ報知

スヘシ

四

政府紙幣流通額及ヒ交換紙幣ノ

員額ヲ調理シ之カ計算ヲ整理ス

ヘシ

五

國庫金運搬ニ係ル費用其他取扱

料兵ニ手数料等ハ之ヲ調査シ會



計局ニ通知スヘシ

第四十九條

金庫局大阪出張所ハ左ノ

規程ニ依リ大阪金庫現金ノ管守及ヒ

日本銀行大阪支店(國庫金ニ屬スル部分)管理ノ事

ヲ掌ル

金庫ノ鎖鑰ハ出張所長之ヲ管守スヘシ

一、大阪金庫ノ監守及ヒ日本銀行支

店(國庫金ニ屬スル部分)ノ管理ヲ爲スヘシ

二、本局ノ指揮ニ依リ現金ノ收支及

ヒ諸抵當品ノ保管ヲ爲スヘシ

三、本局ノ指揮若クハ各廳ノ請求ニ

應シ各地ニ送金ノ取扱ヲ爲スヘシ

四、送金案内券ニ對スル金員ヲ取付

ケ又ハ交換紙幣ノ大藏卿印章及

ヒ數位ノ打抜ヲ爲スヘシ

五、贋造貨幣又ハ贋造描改紙幣ヲ發

見シタルトキハ本局同様ノ手續

ヲ爲スヘシ

六、收支ノ證書ニ據リ帳簿ヲ整理シ  
各種ノ計表ヲ調製シテ本局ニ報  
告スヘシ

七、金銀銅地金及ヒ成貨ノ受渡ヲ爲  
スヘシ但其順序ハ別ニ定ムル所  
ニ依ルヘシ

第五十條 銀行局ニ常務課調査課及報  
告課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第五十一條 常務課ハ左ノ規程ニ依リ  
各銀行營業上ニ關スル事ヲ掌ル

一、各銀行本支店ノ廢置移轉分合又  
ハ資本金増減等其他諸文書ヲ處  
辨スヘシ

二、銀行ニ關スル文案ヲ起草調査ス  
ヘシ

三、國立銀行頭取取締役ノ誓詞ヲ檢  
按シ支配人以上ノ姓名ヲ登録シ  
其印鑑ヲ保存スヘシ

四、諸銀行及之ニ類似スル會社營業  
上ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス

へし

五、銀行ノ營業停止及鎖店處分ニ關

シ其方案ヲ起草スヘシ

六、諸銀行及之ニ類似スル會社營業

上犯則ノ所爲アルトキハ之力處

分按ヲ起草スヘシ

七、銀行紙幣日本銀行兌換券ニ係ル

事件ヲ調理スヘシ

第五十二條 調査課ハ左ノ規程ニ依リ

各銀行ノ景況ニ就キ統計報告ノ事ヲ

掌ル

一、諸報告及簿記計算等ニ關スル告

示及違案ヲ起草調査スヘシ

二、諸報告及簿記計算ニ關スル一切

ノ文書ヲ調理スヘシ

三、各銀行及交換所ノ報告及考課狀

等ヲ調査スヘシ

四、各銀行交換所及兌換券ニ係ル諸

帳簿ノ記入法并ニ諸報告計表樣

式ノ創定又ハ改正ヲ要スルトキ

ハ其文按ヲ起草スヘシ  
五、銀行鎖店ノ場合ニ際シ其資産及  
負債ヲ精査シ實際ノ損益ヲ證明  
スヘシ

六、諸銀行ノ金庫帳簿諸證書及營業  
ノ實況ヲ檢査スヘシ

第五十三條 報告課ハ左ノ規程ニ依リ  
各銀行ノ景況ニ就キ統計報告ノ事ヲ  
掌ル

一、各銀行營業上貸借金ノ員額種類

資本及諸手形ノ多寡増減其他ノ  
事項等各銀行ノ報告書考課狀ニ  
依リ毎半季ニ區分統計シ其景況  
考察ノ用ニ便スヘシ但參考ノ爲  
メ歐米銀行業務ノ景況等ヲ調査  
スルコトヲ得  
二、交換所ニ於テ其交換ノ高ヲ調査  
シ手形ノ種類等ヲ區分統計スヘ  
シ

第五十四條 預金局ニ勘査課收支課及

計算課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第五十五條 勘査課ハ左ノ規程ニ依リ

各種預金ニ關スル運用利殖等ノ事ヲ

掌ル

一、預金運用利殖ノ方案ヲ立ツヘシ

二、預金ノ利子額ヲ定メ或ハ之カ更

正ヲ考按スヘシ

三、日本銀行ヘ交付スル手数料ヲ勘

按スヘシ

四、日本銀行ヘ定期及ヒ當坐預ケ入

金ノ順序ヲ定ムヘシ

五、所管ニ屬スル正貨交換ノ方按ヲ

立ツヘシ

六、所管ノ帳簿ヲ整理スヘシ

第五十六條 收支課ハ左ノ規程ニ依リ

各種預金ノ出納ニ關スル事ヲ掌ル

一、預ケ入金領收交付ノ順序ヲ定メ

及之ヲ處分スヘシ

二、驛遞局貯金ヲ受入レ及拂渡方ヲ

處辦スヘシ

三、預ケ入金ノ通帳ヲ整理スヘシ  
 四、預ケ入金利子交付ノ順序ヲ爲ス  
 五、預ケ入金ヲ國庫ニ納入シ及受取  
 六、所管ノ諸帳簿ヲ整理スヘシ  
 第五十七條 計算課ハ左ノ規程ニ依リ  
 各種預金ノ計算簿記ノ事ヲ掌ル  
 一、預金收支ノ計算ヲ總轄整理スヘシ

二、預金ノ種類ヲ區別スヘシ  
 三、公債證書及大藏省證券ノ價值ヲ  
 類別シ其計算ノ方法ヲ立ツヘシ  
 四、所管ノ諸帳簿ヲ整理スヘシ  
 第五十八條 記録局ニ編輯課及照査課  
 ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム  
 第五十九條 編輯課ハ左ノ規程ニ依リ  
 省中一切ノ諸公文原書及書籍ヲ保管  
 スル事ヲ掌ル  
 一、支出傳票ノ原書及省中ノ諸公文

原書ヲ保存スヘシ

二、各局ノ諸原書ヲ採輯スルハ其主任局ニ於テ事務完結後三十日以内タルヘシ但計算出納ニ屬スル原書ハ決算報告書完結ノ後タルヘシ

三、保存ノ原書類ハ各局ニ區別シテ之ヲ編輯シ其主任局課ノ需メニ應ジ直ニ參觀ニ供スヘシ

四、本省所管ノ書冊ハ其目錄ヲ調製

之内

五、省中

ヲ處

ハ勘合スヘシ  
籍ヲ購收スル事務

六、本省外々種ノ官吏ニシテ保管書類ノ借覽

キハ大臣ノ請求スルモノアルトキハ大臣ノ允許ヲ得テ之ヲ借覽

七、省中ノ官中ニシテ書籍ノ借覽ヲ

請フモノアルトキハ其規約ヲ嚴ニシテ貸付スヘシ

原書ヲ保存スヘシ

二、各局ノ諸原書ヲ採輯スルハ其主

任局ニ於テ事務完結後三十日以

内タルハ但計算出納ニ屬スル

原書ハ決算報告書完結ノ後タル

ハシ

三、保存ノ原書種類ハ各局ニ區別シテ

之ヲ主任局課ノ需メニ

應ニ供スヘシ

四、本必冊ハ其目錄ヲ調製

之内閣記録局へ勘合スヘシ

五、省中需用ノ書籍ヲ購收スル事務

ヲ處理スヘシ

六、本省外各廳ノ官吏ニシテ保管書

類ノ借覽ヲ請求スルモノアルト

キハ大臣ノ允許ヲ得テ之ヲ借覽

セシムヘシ

七、省中ノ官吏ニシテ書籍ノ借覽ヲ

請フモノアルトキハ其規約ヲ嚴

ニシテ貸付スヘシ



八、總テ保存ノ書類簿冊等ハ其管守  
ノ法ヲ嚴正ニスヘシ

第六十條 照查課ハ左ノ規程ニ依リ各  
種公債證書紙幣及大藏省證券ノ押印  
又ハ消印ノ事ヲ掌ル

一、各種紙幣公債證書大藏省證券等  
ハ其種類記號番號ヲ照查シ其面  
ニ押印スヘシ又紙幣證書證券等  
ノ支消或ハ損傷若クハ抽籤等ニ  
テ引上ケタルモノハ検査ノ後之

カ消印ヲ了シ燒棄ノ手續ヲ爲ス  
ヘシ

二、國立銀行紙幣ノ損傷交換等ニ係  
ル事務ヲ處理スヘシ

三、諸證書證券等其種類ヲ變換スル  
カ爲メ新舊引換ノモノアルトキ  
ハ検査ノ後新證書類ヘハ例規ノ  
押印ヲナシ舊證書類ヘハ検査後  
二日以内ニ消印ヲ了シ直ニ燒棄  
スヘシ但其手續順序ハ別ニ定ム

ル所ニ依ルヘシ  
四、各公債證書ノ利札ハ検査後焼棄  
スヘシ其手續順序ハ前條ノ如シ

### 陸軍省

第一條 陸軍大臣ハ陸軍軍政ヲ管理シ軍  
人軍屬ヲ統督シ及所轄諸部ヲ監督ス

第二條 陸軍省職員ハ武官ヲ以テ之ニ補  
ス其文官ヲ任用スルトキハ各省通則ニ  
依ル

第三條 陸軍大臣官房ニ秘書官四人ヲ置  
キ通則ニ掲クルモノ、外傳令使二人ヲ  
置ク

第四條 陸軍省總務局及各局中各課ニ課員若干員ヲ置キ課務ヲ掌ラシム課員ニ限リ文官ヲ以テ之ニ任スルコトヲ得ス

第五條 陸軍省總務局ニ書記官ヲ置カス武官ヲ以テ局中各課長ニ補シ別ニ傳命使一人理事二人ヲ置ク

總務局ハ通則ニ依ラス第一課第二課第三課第四課及制規課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第六條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、本省ニ到達スル公文書ノ接受開封記簿及送達ノ事項
- 二、諸文書ノ起案審查其他省院廳府縣及陸軍諸官廨等ヘノ往復ニ關スル事項
- 三、文官名簿編纂ノ事
- 四、判任官以下文官選舉ニ關スル事項
- 五、准士官以上命課訓條並特達辭令及判任以下任免辭令喚狀ニ關スル事項

- 六、滿期下士ノ文官請願ニ關スル事項
- 七、人民ノ請願ニ關スル事項
- 八、建白書並諸獻納願書ニ關スル事項
- 九、省内電信分局ノ管理ニ關スル事項
- 十、官報ニ關スル事項
- 十一、諸報告并統計ノ調査及保存ニ關スル事項
- 十二、陸軍諸官廨ノ報告調査ニ關スル事項
- 十三、記室ノ管理並書類出納ニ關スル事項

事項

- 十四、諸公文書ノ聚輯保存ノ事
- 十五、徵發物件一覽表調整ニ關スル事項
- 十六、陸軍官員錄職員錄調整ノ事
- 第七條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、徵兵一切ノ制規ニ關スル起案其召募ニ關スル事項
- 二、豫備兵及後備兵ニ關スル制規調査ノ事項

三、近衛入兵ニ關スル事項

四、徵募猶豫ノ許可免役歸休轉役等ニ關スル事項

五、豫備兵後備兵復習ニ關スル事項

六、豫備兵後備兵并國民軍人員調査ニ關スル事項

七、補充兵並豫備徵兵人員調査ニ關スル事項

八、再役兵ニ關スル事項

九、廢兵ニ關スル事項

十、志願兵ニ關スル事項

十一、徵兵并豫備兵後備兵召集費用調査ニ關スル事項

十二、憲兵歩兵屯田兵人員調査并其將校名簿調整ニ關スル事項

十三、將官名簿編纂ニ關スル事項

十四、豫備役及後備軍軀員憲兵歩兵名簿編纂ニ關スル事項

十五、退職罷役將校并同等官ノ名簿調整ニ關スル事項

第八條

第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、軍隊ノ建制及編制ニ關スル事項

二、出師準備ニ關スル事項

三、要塞衛戍其他軍隊ノ勤務及内務ニ

關スル事項

四、軍隊教育及諸演習ニ關スル事項

五、軍隊ノ儀式及陸軍禮式ニ關スル事

項

六、軍人服制及陸軍徽章ニ關スル事項

七、一般ノ儀式禮典並鹵簿ニ關スル事

項

八、憲兵歩兵屯田兵ニ關スル事項

九、陸軍大學校士官學校戸山學校教導

團ニ關スル事項

十、武學生ニ關スル事項

十一、海外留學生ニ關スル事項

十二、軍醫獸醫部生徒並砲兵諸工生徒

蹄鐵生徒等ノ制規及教則ニ關ス

ル事項

十三、雇外國教師ニ關スル事項

十四、外國語通辯ノ事

十五、外國文書翻譯ノ事

十六、省中備附ノ洋書譯書管守ニ關スル事項

十七、軍樂隊ニ關スル事項并其人員名簿調整ニ關スル事項

第九條 第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、刑法治罪法及懲罰令ニ關スル事項

二、陸軍軍法會議ノ裁判ニ關スル事項

三、陸軍軍法會議ノ諸員及其名簿調査

ニ關スル事項

四、憲兵ノ職務上警保ニ關スル事項

五、監獄ニ關スル事項

六、軍人軍屬ノ處刑ヲ受ケタル者ニ關スル事項并徒刑場囚獄ノ人員及未決囚ノ人員調査ニ關スル事項

七、民事及刑事ノ詞訟ニ關スル事項

八、懲治隊ニ關スル事項

九、戰時俘虜ノ處分ニ關スル事項

十、恩赦恩減ニ關スル事項

十一、靖國神社及遊就館ニ關スル事項  
十二、服忌ニ關スル事項

十三、陸軍埋葬ニ關スル事項

十四、軍人軍屬勲功調査ニ關スル事項

十五、敍勲及從軍記章ニ關スル事項

十六、勲章並從軍記章授與式ニ關スル

事項

十七、帶勲軍人軍屬ノ名簿並從軍記章

授與ノ名簿調整ニ關スル事項

十八、軍人軍屬恩給並寡婦孤兒扶助料

ニ關スル事項

十九、軍人軍屬ノ褒賞ニ關スル事項

第十條 制規課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、陸軍諸制規ノ審議立案ニ關スル事

項

第十一條 陸軍省中左ノ諸局ヲ置ク

騎兵局

砲兵局

工兵局

會計局



醫務局

第十二條 騎兵局ニ第一課第二課及第三

課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

課中第一類ノ事務ハ調査研究審議立案

ニ關スル事項ニ屬シ第二類ノ事務ハ處

分施行スヘキ事項ニ屬ス

第十三條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌  
ル

第一類

一、騎兵隊ノ建制及編制調査ニ關スル

事項

二、騎兵科教育技術並演習ニ關スル事

項

三、騎兵科ノ勤務ニ關スル事項

四、騎兵科ノ馬具其他ノ物件改良ニ關

スル事項

五、軍馬ノ保育ニ關スル事項

六、軍紀風紀ニ關スル事項

第二類

七、騎兵隊人員調査ニ關スル事項

八、騎兵科將校名簿調整ニ關スル事項  
九、騎兵科豫備役後備軍軀員及其名簿調整ニ關スル事項

十、騎兵ノ出師準備ニ關スル事項

十一、牧馬場ニ關スル事項

十二、馬制ニ關スル事項

十三、調馬隊及其人員調査ニ關スル事項

十四、調馬隊費用調査ニ關スル事項

十五、陸軍所用馬匹ノ支給并交換ニ關

スル事項

十六、同上ノ馬匹牝驪其他駄駕ニ供ス

ルキ畜獸買入ニ關スル事項

十七、陸軍將校乗用ノ馬匹拂下又ハ買

上ニ關スル事項

十八、蹄鐵學舎ニ關スル事項

十九、蹄鐵工並同生徒人員調査ニ關ス

ル事項

第十四條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

第一類

一、輜重兵隊ノ建制及編制調査ニ關スル事項

二、輜重兵科ノ教育及演習ニ關スル事項

三、輜重兵科ノ勤務ニ關スル事項

四、輜重兵科ノ器具其他物件ノ改良ニ關スル事項

五、輜重ノ編制ニ關スル方法調査ニ關スル事項

六、輜重車輛様式及梱苞規程ノ調査ニ關スル事項

七、軍紀風紀ニ關スル事項

第二類

八、輜重兵隊並輜重輸卒ノ人員調査ニ關スル事項

九、輜重兵科將校名簿調整ニ關スル事項

十、輜重兵科豫備役及後備軍軀員ニ關スル事項并其名簿調整ニ關スル事項

項

十一、輜重ニ關スル出師準備ノ事項

十二、輜重ノ編制ニ關スル事項

十三、輜重車輛其他ノ器具製造及備付

ニ關スル事項

十四、輜重ノ材料及器械ノ經費豫算ノ

調査ニ關スル事項

十五、運輸船舶ニ關スル事項

十六、輜重兵隊馱駕車輛其他器具備付

ニ關スル事項

第十五條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

一、近衛鎮臺獸醫部ニ關スル事項及官

廨ニ屬スル獸醫務ニ關スル事項

二、獸醫部人員ニ關スル事項

三、獸醫部下士以上名簿調整ニ關スル

事項

四、獸醫部豫備役後備軍軀員及其名簿

調整ニ關スル事項

五、獸醫部出師準備ニ關スル事項

六、獸醫官學術監査ニ關スル事項

七、獸醫官學術上ノ景況調査ニ關スル  
事項

八、獸醫部下士卒教育ニ關スル事項

九、獸醫生徒ニ關スル事項

十、馬療並育養ニ關スル制規調査ニ關  
スル事項

十一、獸類衛生上ノ調査ニ關スル事項

十二、獸類衛生費ノ調査並獸醫事統計  
ニ關スル事項

十三、病獸ニ關スル事項

十四、藥物器械ノ良否及保存ノ適否檢  
査ニ關スル事項

十五、藥物器械ノ發明ニ關スル事項

十六、軍馬ノ體格及診斷書ニ關スル事  
項

十七、斷訟紀事ニ關スル事項

十八、諸分析及理化學ニ關スル諸檢査  
並紀事ニ關スル事項

十九、獸類傳染病並流行病ノ豫防及風

土病ノ紀事ニ關スル事項

二十、治驗録ノ調整ニ關スル事項

第十六條 砲兵局ニ第一課及第二課ヲ置

キ其事務ヲ分掌セシム

課中第一類ノ事務ハ調査研究審議立案

ニ關スル事項ニ屬シ第二類ノ事務ハ處

分施行スヘキ事項ニ屬ス

第十七條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌  
ル

第一類

一、砲兵隊ノ建制及編制調査ニ關スル

事項

二、砲兵科教育技術及演習ニ關スル事

項

三、砲兵ノ勤務ニ關スル事項

四、各種兵器彈藥砲兵科ノ器具器械材

料其他ノ物件改良ニ關スル事項

五、要塞海岸各砲臺ノ砲兵科ニ關スル

事項

六、砲煩并砲具調査ニ關スル事項

七、軍紀風紀ニ關スル事項

第二類

八、砲兵隊人員調査ニ關スル事項

九、砲兵科將校名簿調整ニ關スル事項

十、砲兵科豫備役及後備軍軀員ニ關スル事項並其名簿調整ニ關スル事項

十一、砲兵ノ出師準備ニ關スル事項

十二、砲兵諸工生徒ニ關スル事項及其人員調査ノ事項

十三、砲兵會議ニ關スル事項

ニ關スル事項

ニ關スル事項

第十八條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

一、砲兵方面並砲兵工廠ニ關スル事項

二、砲工輜重ノ製造ニ關スル事項

三、要塞海岸各砲臺ノ砲煩兵器備付ニ

關スル事項

四、諸兵隊ノ兵器備付ニ關スル事項

五、彈藥ノ支給輸送ニ關スル事項

六、陸軍所用ノ兵器馬具製造ニ關スル

事項並經費豫算調査ニ關スル事項

七、軍旗並其他陸軍旗號製造ニ關スル  
事項

八、砲兵所用廨舎ノ創建修理並經費豫  
算調査ニ關スル事項

九、砲兵所屬ノ土地家屋受領交換ニ關  
スル事項

第十九條 工兵局ニ第一課及第二課ヲ置  
キ其事務ヲ分掌セシム

課中第一類ノ事務ハ調査研究審議立案  
ニ關スル事項ニ屬シ第二類ノ事務ハ處

分施行スヘキ事項ニ屬ス

第二十條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌  
ル

第一類

一、工兵隊建制及編制調査ニ關スル事  
項

二、工兵科ノ教育技術及演習ニ關スル  
事項

三、工兵科ノ勤務ニ關スル事項

四、工兵鋤兵ノ器具及工兵科ノ器械材



料其他ノ物件改良ニ關スル事項

五、要塞海岸各砲臺ノ永久築城ノ方案及保存ノ方法ニ關スル事項

六、工兵ニ屬スル物件ノ運輸方法ニ關スル事項

七、工兵ニ屬スル建築ノ方案及保存方法ニ關スル事項

八、軍紀風紀ニ關スル事項

第二類

九、工兵隊人員調査ニ關スル事項

十、工兵科將校名簿調整ニ關スル事項

十一、工兵科豫備役後備軍軀員及其名簿調整ニ關スル事項

十二、工兵ノ出師準備ニ關スル事項

十三、工兵會議ニ關スル事項

第二十一條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、陸軍諸建築方案並圖面等調査ニ關スル事項

二、陸軍諸工作ノ製圖ニ關スル事項

三、工兵所屬ノ土地家屋其他ノ建築物  
授受交換ニ關スル事項

四、諸工業材料ノ經費豫算調査ニ關ス  
ル事項

五、工兵鋏兵ニ屬スル器具及工兵科ノ  
器械材料調査及其經費豫算調査ニ  
關スル事項

六、城堡要塞圖誌調査並諸地圖工具圖  
及圖誌庫管理ニ關スル事項

第二十二條 會計局ハ通則ニ依ラス第一

課第二課第三課及第四課ヲ置キ其事務  
ヲ分掌セシム

第二十三條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

一、監督部軍吏部人員ニ關スル事項

二、監督部軍吏部名簿調整ニ關スル事  
項

三、監督部後備軍軀員及軍吏部豫備役  
後備軍軀員及其名簿調整ニ關スル  
事項

四、諸定額ニ關スル事項

五、金錢給與ニ關スル事項

六、支出額仕譯書調整ニ關スル事項

七、出師準備ニ關スル費額調査ニ關スル事項

ル事項

八、本課ノ收支命令ニ關スル事項

九、中央司契部金櫃審査ニ關スル事項

十、中央司契部ノ決算帳検査ニ關スル

事項

十一、出納報告書検査ニ關スル事項

十二、決算報告ニ關スル事項

十三、簿記證書ノ様式調査ニ關スル事

項

第二十四條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、糧食ノ豫算調査ニ關スル事項

二、糧食給與ニ關スル事項

三、馬飼料給與ニ關スル事項

四、本課ノ收支命令ニ關スル事項

五、糧倉ノ管理ニ關スル事項

- 六、糧食ノ出師準備ニ關スル事項
- 七、要地ノ糧食準備ニ關スル事項
- 八、各地產出糧食品調査ニ關スル事項
- 九、戰時糧食品試驗ニ關スル事項
- 十、戰時糧食ノ器具調査ニ關スル事項
- 十一、軍吏部補員試驗ニ關スル事項
- 十二、各國軍隊給養法調査ニ關スル事項

第二十五條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、被服給與ニ關スル事項
- 二、被服豫算調査ニ關スル事項
- 三、被服定額表調整ニ關スル事項
- 四、被服ノ出師準備ニ關スル事項
- 五、被服見本品調整ニ關スル事項
- 六、被服廠事務管理及検査ニ關スル事項
- 七、被服廠ニテ購買スヘキ被服品締約ニ關スル事項
- 八、被服廠ノ被服購買命令ニ關スル事項

九、被服金及被服廠經費收支命令ニ關スル事項

十、被服廠物品收支ノ決算書検査ニ關スル事項

十一、被服金及被服廠ニ關スル經費決算帳検査ニ關スル事項

第二十六條 第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、陸軍用地ニ關スル事項

二、陸軍屯營家屋其他諸建物砲兵工兵科ニ屬ス

ヲル除クノニ關スル事項

三、營繕費豫算調査ニ關スル事項

四、田畑償損ニ關スル事項

五、陣營具ニ關スル事項

六、陣營具豫算調査ニ關スル事項

七、各隊消耗品ニ關スル事項

八、用度ニ關スル事項

第二十七條 醫務局ニ第一課第二課及第三課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十八條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌  
ル

一、近衛鎮臺軍醫部官廨ノ醫務ニ關スル事項

二、軍醫部人員ニ關スル事項

三、軍醫部下士以上名簿調整ニ關スル事項

四、軍醫部豫備役後備軍軀員及其名簿調整ニ關スル事項

五、軍醫部ノ出師準備ニ關スル事項

六、衛生上ニ關スル事項

七、軍人身材ノ調査並紀事ニ關スル事項

八、各地ノ地質氣象ノ紀事並轉地療養上ノ調査及紀事ニ關スル事項

九、傳染病並流行病ノ豫防及風土病ノ紀事ニ關スル事項

十、衛生費ノ調査並醫事統計ニ關スル事項

十一、軍醫藥學生徒ニ關スル事項

十二、恩給并賑恤金ニ係ル診斷書調査

二、關スル事項

十三、斷訟醫事ノ紀事ニ關スル事項

十四、選兵及其紀事ニ關スル事項

十五、内外國恤兵諸會社ニ關スル事項

第二十九條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、軍醫官學術監査ニ關スル事項

二、軍醫官學術温習指導ニ關スル事項

三、軍醫官學術上ノ景況調査ニ關スル

事項

四、軍醫藥學生徒教育ニ關スル事項

五、軍醫部下士卒教育ニ關スル事項

六、軍陣醫事雜誌ニ關スル事項

七、軍陣醫學參考品ニ關スル事項

八、醫學上ノ新發明紀事ニ關スル事項

九、教育ニ關スル圖書調査ニ關スル事

項

第三十條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

一、藥劑ニ關スル事項

二、藥物器械ノ良否及保存ノ適否検査

ニ關スル事項

三、藥物器械ノ新發明紀事ニ關スル事

項

四、理化學上ノ諸検査並紀事ニ關スル

事項

### 海軍省

第一條 海軍大臣ハ海軍軍政ヲ管理シ  
軍人軍屬ヲ統督シ所轄諸部ヲ監督ス

第二條 海軍省職員ハ翻譯官ヲ除クノ  
外武官ヲ以テ之ニ補ス其文官ヲ任用  
スルトキハ各省通則ニ依ル

第三條 海軍大臣官房ニ秘書官五人ヲ  
置キ通則ニ掲クルモノノ外傳令使ニ  
人ヲ置ク



第四條 海軍省ニ總務局ヲ置カス次官  
ハ大臣官房ニ於テ省務ヲ整理ス  
第五條 海軍大臣官房ハ通則ニ掲クル  
モノノ外左ノ事務ヲ掌ル  
一、通則ニ依リ各省總務局往復課ノ  
所掌ニ屬スル事項  
二、訓令指令及告示ニ關スル事項  
三、軍艦軍隊ノ進退ニ關スル事項  
四、滿期下士文官採用ニ關スル事項  
五、飛信傳送ニ關スル事項

六、省中海外電報ニ關スル事項  
七、通則ニ依リ各省總務局記録課ノ  
所掌ニ屬スル事項  
八、通則ニ依リ各省報告課ノ所掌ニ  
屬スル事項  
第六條 海軍省ニ書記官及參事官ヲ置  
カス  
第七條 海軍省ニ翻譯官三人ヲ置ク奏  
任トス  
第八條 海軍省各局中各課ニ課僚一人

又ハ二人軍務局准將校課法規課艦政  
局兵器課ニ課僚各三人ヲ置キ課務ヲ  
掌ラシム課僚ニ限リ文官ヲ以テ之ニ  
充ルコトヲ得ス

第九條 海軍省中左ノ諸局ヲ置ク

軍務局

艦政局

會計局

第十條 軍務局ニ將校課准將校課兵員  
課及法規課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第十一條 將校課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、將官會議職員ニ關スル事項

二、將校少尉補ノ任官進級増俸叙勳  
及職課命免其他身分ニ關スル事  
項

三、將校少尉補ノ教育及演習ニ關ス  
ル事項

四、兵學校ノ學務及其生徒ノ召募教  
育試験入退校ニ關スル事項

五、檢閲使ニ關スル事項

六、造船會議兵器會議職員ニ關スル  
事項

七、將校少尉補ノ履歷名簿ヲ整頓シ  
其定員現員ヲ調査スル事

八、將校少尉補ノ停年名簿ヲ調整ス  
ル事

九、武官名簿及停年名簿ヲ編纂スル  
事

十、將校少尉補ノ著書譯書ニ關スル

事項

十一、將校少尉補ノ進退黜陟増減ニ

關スル報告統計ヲ整理スル事

第十二條 准將校課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、准將校及機關士軍醫主計ノ三補

并機關工上長看護手以下ノ任官

増俸進級叙勳及職課命免其他身

分ニ關スル事項

二、前項ニ掲クル諸員ノ教育ニ關ス

ル事項

三、機關學校軍醫學舎主計學舎ノ學務及其生徒ノ召募教育試験入退校ニ關スル事項

四、准將校候補者ニ關スル事項

五、准將校三補機關工上長機關工長ノ名簿履歷ヲ整頓シ第一項ニ掲クル諸員ノ定員現員ヲ調査スル事

六、准將校三補機關工上長機關工長ノ停年名簿ヲ調整スル事

七、准將校及三補ノ著書譯書ニ關スル事項

八、第一項ニ掲クル諸員ノ進退黜陟増減ニ關スル報告統計ヲ整理スル事

九、文官ノ履歷名簿ヲ整頓スル事

十、文官敍勳ニ關スル事項

十一、技術官工夫ノ教育ニ關スル事項

第十三條 兵員課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、

准士官下士卒

准將校課ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

以テノ任官増俸進級叙勳轉官免官免役再役其他身分ニ關スル事

項

二、

下士卒ノ教育試験及演習ニ關スル事項

ル事項

三、

練習艦屯營ノ教則教務ニ關スル事項

事項

四、

掌砲兵水雷兵運用術教員ニ關スル事項

ル事項

五、

操練書及下士卒ノ教授書ニ關スル事項

ル事項

六、

准士官ノ名簿履歴ヲ整頓シ及准士官下士卒ノ定員現員ヲ調査スル事

ル事項

七、

准士官ノ停年名簿ヲ調整スル事

八、

徵兵募兵ノ諸制規及之ニ關スル事項

九、

豫備兵後備兵ニ關スル事項

九、

豫備兵後備兵ニ關スル事項

- 十、下士採用ニ關スル事項  
 十一、善行章ニ關スル事項  
 十二、艦船營定員表ニ關スル事項  
 十三、艦内兵員部署表ニ關スル事項  
 十四、准士官下士卒ノ進退黜陟増減  
     ニ關スル報告統計ヲ整理スル  
     事  
 第十四條 法規課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
 掌ル  
 一、軍紀風紀ニ關スル事項

- 二、刑法治罪法懲罰令監獄則及刑事  
     民事ニ關スル事項  
 三、官制職制及艦營校舎ノ規則ニ關  
     スル事項  
 四、敘勳進級免黜恩給ノ諸制規ニ關  
     スル事項  
 五、戒嚴令徵發令ニ關スル事項  
 六、服制及徽章ニ關スル事項  
 七、儀式禮典ニ關スル事項  
 八、埋葬ニ關スル事項

九、軍人ノ免黜及軍人軍屬ノ褒賞恩給刑罰ニ關スル事項

十、海上交際條規ニ關スル事項

十一、外國人雇入條約及雇外國人ニ關スル事項

十二、褒賞恩給刑罰ニ關スル報告統計ヲ整理スル事

第十五條 艦政局ニ兵器課造船課機關課艤裝課需品課海運課及建築課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第十六條 兵器課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、兵器彈藥及其屬具ノ製造改造計畫及其圖案入費概算書ニ關スル事項

二、艦船兵裝ノ計畫及其圖案入費概算書ニ關スル事項

三、兵器彈藥及其屬具ノ數額及其配備ニ關スル事項

四、兵器彈藥及其屬具ノ戰時供給ニ

關スル事項

五、兵器彈藥及其屬具ノ經費豫算ニ關スル事項

六、兵器彈藥及其屬具ノ試驗ニ關スル事項

七、兵器彈藥及其屬具取扱ニ關スル訓令規則ヲ立案又ハ調査スル事

八、兵器彈藥及其屬具ノ保存期限及保存方法ニ關スル事項

九、兵器製造所火藥製造所ノ工場及

工業ニ關スル事項

十、武庫火藥庫ノ構造設置及存廢ニ關スル事項

十一、兵器明細簿及大砲履歷簿ヲ整理スル事

十二、兵器彈藥及其屬具ニ關スル報告統計ヲ整理スル事

第十七條 造船課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、艦船體及其屬具ノ製造改造計畫



及其圖案入費概算書ニ關スル事  
項

二、艦船體及其屬具ノ造修費豫算ニ  
關スル事項

三、造修費豫算ヲ統計スル事

四、艦船ノ性質ニ關スル報告ヲ調査  
スル事

五、艦船體及其屬具ノ保存期限及保  
存方法ニ關スル事項

六、艦船體ノ定期總檢査及新製改造

艦船ノ檢査ニ關スル事項

七、艦船及其製造材料ノ試驗ニ關ス  
ル事項

八、艦船ノ新製改造及存廢ニ關スル  
事項

九、造修船所ノ工場及工業ニ關スル  
事項

十、艦船明細簿及艦船表ヲ整頓スル  
事

十一、艦船體及其屬具并艦船一般ノ

造修及其費用ニ關スル報告統  
計ヲ整理スル事

第十八條 機關課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

- 一、機關及其屬具製造改造ノ計畫及其圖案入費概算書ニ關スル事項
- 二、機關及其屬具ノ造修費豫算ニ關スル事項
- 三、機關ノ性質ニ關スル報告ヲ調査スル事

四、機關及其屬具ノ保存期限及保存方法ニ關スル事項

五、機關ノ保持ニ關スル訓令規則ヲ起草シ又ハ調査スル事

六、機關ノ定期總檢査及新製改造機關ノ檢査ニ關スル事項

七、機關及其製造材料ノ試驗ニ關スル事項

八、機關ノ新製改造及存廢ニ關スル事項

九、造修船所ノ工場及工業ニ關スル事項

十、機關明細簿ヲ調整スル事

十一、機關及其屬具ノ造修并其費用ノ報告統計ヲ整理スル事

第十九條 艦裝課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、艦船ノ艦裝ニ關スル事項

二、新製艦船ノ附屬具及需用品ノ品種數額ヲ定ムル事

三、新製艦船ノ艦裝附屬具及需用品

ニ關スル經費豫算ニ關スル事項  
四、新製艦船ノ艦裝及其費用ニ關スル報告統計ヲ整理スル事

第二十條 需品課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、機關長掌砲長掌帆長木工長ノ主管ニ屬スル艦船營ノ附屬具及需用品ノ製造購買運搬供給ニ關スル事項

二、前項諸物品ノ經費豫算ニ關スル事項

三、第一項諸物品ノ戰時供給ニ關スル事項

四、豫備艦就任ノ準備ニ關スル事項  
五、第一項諸物品ノ保存期限及保存方法ニ關スル事項

六、造修船所及各製造所ノ材料物品ニ關スル事項

七、倉庫ノ構造設置及存廢ニ關スル事項

事項

八、各國ノ艦船營附屬具需用品ヲ調査スル事

九、第一項ノ諸物品及其費用ニ關スル報告統計ヲ整理スル事

第二十一條 海運課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、戰時事變又ハ演習ノ際兵馬軍須ノ運輸ニ關スル事項

二、兵馬軍須運輸規則訓令ニ關スル

事項

三、兵馬軍須ノ運輸ニ供スヘキ船舶  
調査ニ關スル事項

四、船舶徵發ニ關スル事項

五、海員及海軍部外水火夫ノ人員ヲ  
調査スル事

六、海軍部外ノ船舶明細簿ヲ編纂ス  
ル事

七、萬國船舶信號及海上衝突豫防規  
則ニ關スル事項

第二十二條 建築課ニ於テハ左ノ事務  
ヲ掌ル

一、船渠船臺燈臺浮標電信兵營官廨  
其他水陸ノ工事ニ關スル事項

二、港内浚渫其他水利ニ關スル事項

三、海軍所屬ノ地券及土地家屋ニ關  
スル事項

四、海軍所屬ノ土地家屋受授貸借ニ  
關スル事項

五、本課主管ノ營繕費豫算ニ關スル

事項

六、本課主管ノ事物及費用ニ關スル  
統計報告ヲ整理スル事

第二十三條 會計局ハ通則ニ掲クルモ  
ノノ外鎮守府艦隊及所轄諸學校ノ豫  
算決算糧食被服ノ給與ニ關スル事務  
ヲ掌ル

第二十四條 會計局ニ整理課出納課艦  
費課供給課及用度課ヲ置キ其事務ヲ  
分掌セシメ用度課ヲ除クノ外ハ通則

ニ依ラス

第二十五條 海軍會計検査ノ規則ハ別  
ニ定ムル所ニ依ル

第二十六條 整理課ニ於テハ左ノ事務  
ヲ掌ル

一、海軍一般ノ經費金收入金豫算ノ  
統理ニ關スル事項

二、經費金要求ニ關スル事項  
三、支出額仕譯書調整ニ關スル事項

四、出納報告調査ニ關スル事項

- 五、海軍一般ノ決算報告ノ統理ニ關スル事項
  - 六、豫算出納ノ諸制規ニ關スル事項
  - 七、會計簿記及證書様式ニ關スル事項
  - 八、戰時費用調査ニ關スル事項
  - 九、海軍財産調査ニ關スル事項
  - 十、海軍一般ノ金錢出納ニ關スル報告統計ヲ整理スル事
- 第二十七條 出納課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

- 一、國庫ニ對スル直出納ニ關スル事項
- 二、準備金及抵當品ヲ管理スル事
- 三、本省費其他各官廳ニ屬セザル經費金ノ豫算整理ニ關スル事項
- 四、造修船費ノ出納ニ關スル事項
- 五、下士卒被服費軍人糧食費ノ出納ニ關スル事項
- 六、艦船營需用品費ノ出納ニ關スル

事項

七、第三項第四項第五項第六項ノ收支金決算ニ關スル事項

八、給助金ニ關スル事項

九、出納簿記ヲ記註シ之ヲ管守スル事

第二十八條 艦費課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、艦船營諸員ノ俸給雜給及廳費ノ豫算書調整ニ關スル事項

二、艦船營臨時費ノ豫算書調整ニ關スル事項

三、前諸項諸費ノ報告書整理及決算ニ關スル事項

四、艦船營費ノ要求票ヲ調査スル事

五、艦船營費簿ヲ記註シ之ヲ管守スル事

第二十九條 供給課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、俸給日給其他金錢給與ノ例規ニ



關スル事項

- 二、下士卒ノ被服給與ニ關スル事項
- 三、軍人ノ糧食給與ニ關スル事項
- 四、主計長主管ノ艦船營附屬具及需用品ノ製造購買運搬供給ニ關スル事項
- 五、第二項第三項第四項ノ諸物品戰時供給ニ關スル事項
- 六、第二項第三項第四項ノ經費豫算書ヲ調整スル事

七、下士卒ノ名簿ヲ整頓スル事

八、藥品醫療器械及患者給與ニ關スル事項

九、囚人給與ニ關スル事項

十、各國海軍ノ諸給與法ヲ調査スル事

十一、第二項第三項第四項ノ事物及其入費ニ關スル報告統計ヲ整理スル事

司法省

第一條 司法大臣ハ司法ニ關スル行政司法警察及恩赦ニ關スル事務ヲ管理シ大審院以下ノ諸裁判所ヲ監督ス

第二條 司法大臣官房ニ秘書官二人ヲ置キ通則ニ掲ケルモノ、外左ノ事務ヲ掌ラシム

一、 裁判所附屬吏員及代言人ノ身分ニ關スル事項

二、請願ニ關スル事項

三、判事檢事巡回會同ニ關スル事項

第三條 司法省總務局ニ書記官四人ヲ置キ通則ニ掲クルモノ、外文書課ニ於テ左ノ事務ヲ掌ラシム

一、外國文書翻譯ノ事

第四條 總務局記録課ニ於テハ通則ニ掲クルモノ、外通則中公文取扱ニ關スル條項ニ依リ往復課ノ主務ニ屬スル文書整頓及各局屬ノ主任ニ屬スル事項ヲ掌

ル

第五條 司法省參事官ハ十五人ヲ以テ定負トス

第六條 司法省中左ノ諸局ヲ置ク

民事局

刑事局

會計局

第七條 民事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、民法訴訟法ニ關スル事項及其施行ニ關スル起案

二、民事ニ關スル法律命令並裁判ノ執行ヲ監査スル事

三、行政裁判ニ關スル事項

四、裁判所ノ構成權限ニ關スル事項

五、判事登用試験及代言人試験ニ關スル事項

六、速成生徒ニ關スル事項

第八條 刑事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、刑法治罪法ニ關スル事項及其施行ニ關スル起案

二、死刑執行再審ノ訴非常上告特赦減刑復權假出獄免幽閉監視假免ニ關スル事項

三、刑事ニ關スル法律命令并裁判ノ執行ヲ監査スル事

四、軍事裁判ニ關スル事項

五、刑事裁判費用ニ關スル事項

第九條 會計局ハ通則ニ掲クルモノ、外大審院及諸裁判所ノ豫算并決算ノ事ヲ掌ル

文 部 省

第一條 文部大臣ハ教育學問ニ關スル事  
務ヲ管理ス

第二條 文部大臣官房ニ秘書官二人ヲ置  
ク

第三條 文部省總務局ニ書記官七人ヲ置  
キ通則ニ掲クルモノ、外文書課ニ於テ  
左ノ事務ヲ掌ラシム

一、外國文書翻譯ノ事

二、學士會院音樂取調掛圖畫取調掛訓  
盲啞院教育博覽會及海外留學生ニ  
關スル事項

第四條 文部省參事官ハ七人ヲ以テ定員  
トス

第五條 文部省ニ視學官ヲ置キ學事視察  
ノ事ニ從ハシム

視學官ハ奏任トシ五人ヲ以テ定員トス  
第六條 文部省中左ノ諸局ヲ置ク  
學務局

編輯局  
會計局

第七條 學務局ニ第一課第二課第三課第  
四課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第八條 第一課ニ於テハ帝國大學ニ關ス  
ル事務ヲ掌ル

第九條 第二課ニ於テハ大學分校中學校  
及高等女學校ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 第三課ニ於テハ師範學校小學校  
幼稚園及通俗教育ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 第四課ニ於テハ專門學校其他  
諸學校書籍館博物館及教育會學術會等  
ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 編輯局ニ第一課第二課及第三  
課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第十三條 第一課ニ於テハ教科書ノ著譯  
編述及校訂ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 第二課ニ於テハ圖書ノ印刷ニ  
關スル事務ヲ掌ル

第十五條 第三課ニ於テハ教科圖書ノ檢

査ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條 會計局ハ通則ニ掲クルモノ、  
外本省所轄ニ屬スル諸學校等ノ豫算並  
決算ノ事ヲ掌ル

農 商 務 省

第一條 農商務大臣ハ農業商業工藝技  
術漁獵山林地質鑛山及營業會社ニ關  
スル事務ヲ管理ス

第二條 農商務大臣官房ニ秘書官二人  
ヲ置ク

第三條 農商務省總務局ニ書記官七人  
ヲ置キ通則ニ掲クルモノ、外文書課  
ニ於テ左ノ事務ヲ掌ラシム



一、褒賞ニ關スル事項

二、府縣農工商諮問府縣勸業委員及府縣勸業會ニ關スル事項

三、外國文書翻譯ノ事

第四條 總務局中通則ニ掲クル諸課ノ外分析課及博覽會課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第五條 分析課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、有用物料ノ分析及其適否實驗ニ

關スル事項

二、分析試驗及其實驗報告文書編纂ノ事

第六條 博覽會課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、内外國博覽會ニ關スル事項

二、内外國共進會ニ關スル事項

第七條 農商務省參事官ハ四人ヲ以テ定員トス

第八條 農商務省中左ノ諸局ヲ置ク

農務局

商務局

工務局

水産局

山林局

地質局

鑛山局

專賣特許局

會計局

第九條

農務局ニ樹藝課蠶茶課畜産課

獸醫課及編纂課ヲ置キ其事務ヲ分掌

セシム

第十條

樹藝課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

一、穀菜菓樹烟草其他有用植物ニ關

スル事項

二、棉麻其他纖維料植物ニ關スル事

項

三、甘蔗蒸菜蘆粟其他糖料植物ニ關

スル事項

四、植物ノ病理除害ニ關スル事項  
五、各種ノ肥料及内外農具ニ關スル  
事項

六、開墾ニ關スル事項

七、田圃ノ有害有益虫類及蜜蜂其他

有用虫類ニ關スル事項

八、農學校ニ關スル事項

九、農業會社及組合ニ關スル事項

十、農事會ニ關スル事項

第十一條 蠶茶課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、養蠶桑樹ニ關スル事項

二、製絲及蠶種ノ改良ニ關スル事項

三、製茶及茶樹ノ栽培改良ニ關スル

事項

四、蠶病其他除害ニ關スル事項

第十二條 畜産課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、家畜家禽及其蕃息改良ニ關スル

事項

二、獵業ノ取締及野禽野獸ノ蕃息利  
害ニ關スル事項

三、有害鳥獸威銃ニ關スル事項

第十三條 獸醫課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

一、家畜家禽ノ保健治疾ニ關スル事  
項

二、獸醫ノ試験及免許ニ關スル事項

第十四條 編纂課ニ於テハ農政及農業  
上ノ要件採摘并農書編纂ノ事ヲ掌ル

第十五條 商務局ニ商事課及權度課ヲ  
置キ其事務ヲ分掌セシム

第十六條 商事課ニ於テハ左ノ事務ヲ  
掌ル

一、中外通商ニ關スル事項

二、會社組合ニ關スル事項

三、米商會所及株式取引所ニ關スル  
事項

四、商業會ニ關スル事項

五、諸市場ニ關スル事項

六、外國便船減價乘組ニ關スル事

第十七條 權度課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、度量衡検査ニ關スル事項

二、中外度量衡比較取調ニ關スル事

項

三、度量衡製作并賣捌人ニ關スル事

項

四、度量衡原器并諸器械保管ノ

事

第十八條 工務局ニ勸工課及試験課ヲ

置キ其事務ヲ分掌セシム

第十九條 勸工課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、工業ノ改良ニ關スル事項

二、工業ニ屬スル標本ノ蒐集整理

及保管ノ事

三、工業會社及組合ニ關スル

事項

四、工業會ニ關スル事項

第二十條 試驗課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、工業製造ノ方術及執業ノ方法ニ關スル事項

二、工産物ノ試験製法及改良ニ關スル事項

第二十一條 水産局ニ漁務課製造課及試験課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十二條 漁務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、漁撈採藻及水族ノ蕃殖ニ關スル事項

二、漁具漁船漁法ノ改良ニ關スル事項

三、水産會社及組合ニ關スル事項

四、水産會ニ關スル事項

第二十三條 製造課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、魚介苔藻ノ乾燥鹽藏等ニ係ル食用品製造ニ關スル事項

二、魚油魚蠟及海産肥料等製造ニ關スル事項

三、食鹽製造ノ保護改良ニ關スル事項

第二十四條 試験課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、水産物ノ製造魚卵介苗ノ採收養殖等試験ニ關スル事項

二、水産ニ屬スル標本ノ蒐集整理及保管ノ事

第二十五條 山林局ニ第一課第二課及第三課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十六條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、森林ノ經濟ニ關スル事項

二、山林原野官民有區別ニ關スル事項

三、森林ノ制度ニ關スル事項

四、山林會ニ關スル事項

五、山林學校ニ關スル事項

第二十七條 第二課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、森林斫伐栽植ニ關スル事項

二、官林及官有原野ニ關スル事項

三、民有林ノ監督ニ關スル事項

第二十八條 第三課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、山林原野ノ統計ニ關スル事項

二、貯材ニ關スル事項

三、森林ノ收支ニ關スル計算ノ事

第二十九條 地質局ニ地質課土性課及

地形課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第三十條 地質課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、地質ノ關係地層ノ構造鑛床ノ驗

定ニ關スル事項

二、有用金石鑛類調査ニ關スル事項

三、地質圖及其說明書編纂ノ事



第三十一條 土性課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、農業上ノ土性及農産上ノ物料調

査ニ關スル事項

二、主産植物土性トノ關係試験ニ關

スル事項

三、土性圖及其説明書編纂ノ事

第三十二條 地形課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一、地形測量ノ事

二、實測地形圖編製ノ事

第三十三條 鑛山局ニ鑛山課及試験課

ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第三十四條 鑛山課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一、試験借區ニ關スル事項

二、鑛脈圖及借區圖ニ關スル事項

三、測量器及圖書保管ノ事

四、貯藏品ノ保管及鑛稅ニ關スル計

算ノ事項

第三十五條 試驗課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、採鑛鑛物標本ノ分析試驗ニ關スル事項

二、鑛物蒐集保存ニ關スル事項

第三十六條 專賣特許局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、專賣特許願ニ關スル事項

二、專賣特許簿ノ登録及專賣特許證ニ關スル事項

三、專賣特許ニ係ル明細圖書ニ關スル事項

四、專賣特許發明一覽簿人名簿及報告書編纂ノ事

五、專賣特許判決録編纂ノ事

六、廣告ニ關スル事項

第三十七條 專賣特許局中商標課ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

一、商標願ニ關スル事項

二、商標簿ノ登録及登録證ニ關スル

事項

- 三、登録商標縦覧ニ關スル事項
- 四、登録商標一覽簿人名簿及報告書  
編纂ノ事
- 五、商標判決録編纂ノ事
- 六、廣告ニ關スル事項
- 第三十八條 會計局ハ通則ニ揭クルモ  
ノ、外本省所轄ニ屬スル諸學校及各  
事務所ノ豫算決算及所管ノ作業ニ關  
スル損益計算ノ事ヲ掌ル

遞信省

- 第一條 遞信大臣ハ驛遞電信燈臺浮標  
船舶及海負ニ關スル事務ヲ管理ス
- 第二條 遞信大臣官房ニ秘書官二人ヲ  
置ク
- 第三條 遞信省總務局ニ書記官四人ヲ  
置ク
- 第四條 遞信省總務局中通則ニ揭クル  
報告課ヲ置カス報告課ノ事務ハ記録

課ニ於テ之ヲ掌ル

第五條 遞信省總務局ニ通則ニ掲クルモノ、外監察課ヲ置キ遞信監察ニ関スル事務ヲ掌ラシム

第六條 遞信省參事官ハ一人ヲ以テ定員トス

第七條 遞信省ニ驛遞官六人ヲ置ク奏任トス驛遞局各部ニ分屬シテ其事務ヲ掌ラシム

第八條 遞信省ニ會計監督官三人ヲ置

ク奏任トス會計局ニ屬シ局中各課ノ事務ヲ監督セシム

第九條 遞信省ニ司檢官十人及司檢官補若干員ヲ置ク

司檢官ハ奏任トス管船局ニ屬シテ海員及水先人ノ試験審問船舶検査測量及新造工事ノ監督ヲ掌ル

司檢官補ハ判任トス司檢官ノ事務ヲ佐ク

第十條 遞信省中左ノ諸局ヲ置ク

驛遞局

電信局

燈臺局

管船局

會計局

第十一條 驛遞局ニ第一部第二部第三

部及第四部ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

驛遞局各部ノ長ハ驛遞官ヲ以テ之ニ

充ツ

第十二條 第一部ニ庶務課及主計課ヲ

置キ局中各部ニ交渉スル事務及計算

ニ關スル事務ヲ掌ラシム

第十三條 第二部ニ規畫課遞送集配課

及驛傳課ヲ置キ内國郵便驛傳飛信ニ

關スル事務ヲ掌ラシム

第十四條 第三部ニ外國郵便課外國為

換課及翻譯課ヲ置キ外國郵便郵便為

換及外國文翻譯ニ關スル事務ヲ掌ラ

シム

第十五條 第四部ニ為換課及貯金課ヲ

置キ内國郵便為換貯金ニ關スル事務ヲ掌ラシム

第十六條 電信局ニ第一部及第二部ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

電信局各部ノ長ハ技術官ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條 第一部ニ庶務課外信課調査課及主計課ヲ置キ局中各部ニ交渉スル事務外國電信内外電信ノ統計電信料ノ精査計算及電信修技學校ニ關ス

ル事務ヲ掌ラシム

第十八條 第二部ニ工務課電機課及倉庫課ヲ置キ電機ノ施設保守電機ノ製造試験ノ裝置器械電池適否ノ精査電氣磁氣ノ觀測及物品貯蔵ニ關スル事務ヲ掌ラシム

第十九條 燈臺局ニ主計課及工務課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十條 主計課ニ於テハ局中各課ニ交渉スル事務及計算ニ關スル事務ヲ

掌ル

第二十一條 工務課ニ於テ燈臺燈船諸標識ノ建築保存ニ関スル事務ヲ掌ル

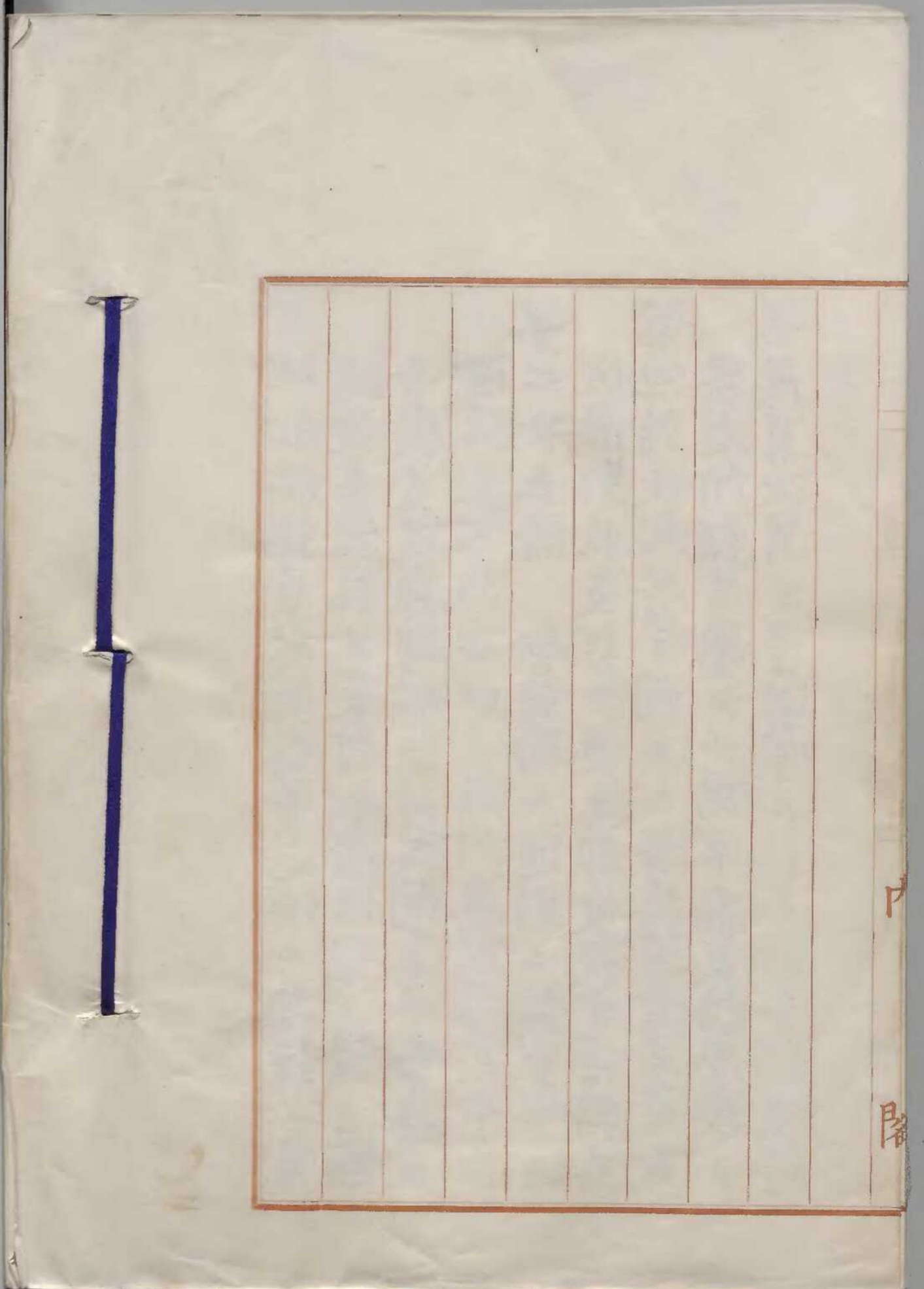
第二十二條 管船局ニ調整課登簿課及司檢課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十三條 調整課ニ於テハ海運會社組合造船所船用製鐵所難破船漂流物ノ處分難船救助ノ賞與及高船學校ニ関スル事務ヲ掌ル

第二十四條 登簿課ニ於テハ船籍ノ整

理船舶海員水先人等ニ係ル各種ノ免狀證書鑑札ノ交付船燈信號ノ製造販賣監査及難破船統計ニ関スル事務ヲ掌ル

第二十五條 會計局ハ通則ニ掲クルモノ、外收支課ヲ置キ郵便稅電信料其他雜收入等ニ関スル事務ヲ掌ラシム本省所轄ニ屬スル諸官廳及諸學校ノ豫算決算ノ事ヲ掌ル



内

陽